

出席議員(20名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	笠 松 洋 二 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	吾妻良信	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 幹	相 原 光 男

---

議 事 日 程 (第1号)

平成20年8月6日(水曜日) 午前10時 開 会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 同一請求に基づく合併協議会設置協議に係る意見陳述を行う日時、場所及び同一請求代表者の数の決定について
- 第4 議案第1号 柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置について
- 第5 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第6 議案第3号 平成20年度柴田町一般会計補正予算
- 第7 議案第4号 平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成20年柴田町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において5番大坂三男君、7番白内恵美子さんを指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（伊藤一男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

なお、本日、報道関係の取材撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

---

#### 日程第3 同一請求に基づく合併協議会設置協議に係る意見陳述を行う日時、場所及び同一請求代表者の数の決定について

議長（伊藤一男君） 日程第3、同一請求に基づく合併協議会設置協議に係る意見陳述を行う日時、場所及び同一請求代表者の数の決定についてを議題といたします。

今回、住民発議により、柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置を求める同一請求が提

出されました。

本件について、市町村の合併の特例等に関する法律及び同法施行令の規定により、意見陳述の日時、場所及びその人数を定めるものであります。

お諮りいたします。本日午前10時30分、本議場において1名の方の意見陳述をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日午前10時30分、本議場において1名の方の意見陳述とすることに決定いたしました。

なお、この件に関し、手続をいたします。

この間、暫時休憩いたします。

10時10分再開いたします。

午前10時04分 休 憩

---

午前10時10分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

---

日程第4 議案第1号 柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置について

議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第1号柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置についての提案理由を申し上げます。

柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置については、市町村の合併の特例等に関する法律第5条第1項の規定に基づく住民発議による合併協議会設置請求に伴い、同条第6項の規定により、意見を付して議会に付議するものであります。

説明の前に、今回の議案につきまして、私の意見を述べさせていただきます。

7ページをお開きください。

まず、意見書を読み上げる前に、その背景となる考え方をお話しいたします。

平成17年3月の合併破綻以来、地方自治体を取り巻く経済的、社会的な環境は大きく変化

いたしました。地方自治体は、都市と地方の格差の問題、介護・医療・健康づくりの問題、原油や穀物の高騰による一次産業の危機的な状況、中心商店街の活性化、地域の安全・安心の確保などの問題に直面しています。こうした課題を解決するに当たって合併の道を選択する方が有効であるとするならば、まず町民に対して合併後の将来ビジョンを示し、それを実現するための具体的な政策手段と財源が示されていなければなりません。しかし、いまだ新たなビジョンが明らかではありません。残念ながらここで合併しないと国からお金がもらえなくなるという点だけが強調されております。村井知事も記者会見で申しておりますが、国には、もはやあめをなめさせるだけの財源がなくなっているのに、相変わらずあめを当てにした駆け込み合併ではいい町はつくれないと思います。

一方、柴田町は、合併破綻後、危機的な財政状況を住民・職員・議会が一丸となって取り組み、改革の痛みを乗り越え、財政危機を回避いたしました。これは「みずからの町はみずからの手でよくしていこう」という協働のまちづくりが進化してきたからにほかなりません。人口減少、少子高齢化社会といった新たな変化の中で自治体が今なすべきことは、住民との信頼関係を強化することであり、住民の参加と協働による行政スタイルへと転換することです。町を愛する気持ちやみんなでまちづくりに汗をかこうという思いが育ってなければ、幾ら行政区域を大きくしても、誇りに思えるまちづくりはできないと思います。柴田町にはまちづくりの担い手がたくさんおられます。柴田町には潜在的な力がございます。柴田町は暗いトンネルから抜け出し、将来の夢や希望が見えてまいりました。こうしたことから、今は行政区域を大きくしてはならないし、町民と役所の関係を遠くしてはならないと思います。当面は、柴田町独自の自立戦略を進化させてまいります。ということで、意見書を読み上げさせていただきたいというふうに思います。

今回付議した「柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置について」につき、市町村の合併の特例等に関する法律第5条第6項の規定により、次の意見を付す。

今回の議会への提案は、合併協議会の設置について関係3町に対して行われた同一請求での住民直接請求であり、法に基づき町長は議会に付議しなければならないことから、議会に付議するものである。

柴田町・村田町・大河原町の3町合併については、前回、平成14年12月に合併協議会が設立され、平成17年3月に大河原町が離脱したために解散した経緯があるが、その後、大河原町から正式な理由が示されていないことや、財政が悪化し合併が必要とされた前回と三位一体改革が行われた後での柴田町を取り巻く環境は大きく変わっていることなどから、次の理

由により今回の合併協議会設置には有効性を見出せないと考える。

一つ、先行した合併自治体を見ると、財政基盤の強化を目指して合併したにもかかわらず、財政再建団体に転落する危機が叫ばれている現状があり、合併したからといって財政基盤が強化されるとか住民サービスの向上が図られるとは限らないこと。

二つ、柴田町は3町合併が破綻した後、当面、自立の道を歩むために財政再建プランを策定し、市町村合併以上の行財政改革を断行したことにより、財政健全化への目途が立ち、合併することで再び町民に行財政改革の痛みを強いることが懸念されること。

三つ、マンションの建設やリコーのトナー工場進出等により、将来に向けて明るい兆しが見え、子どもや孫たちにも勢いのある柴田町を引き継げること。

四つ目、少子高齢化社会においては、行政と住民が近い方が本当の豊かさを実現するための分権社会をつくることができ、柴田町においては行政と住民との信頼感が増し、協働の仕組みが着実に根付き始めていること。

市町村合併は、自立の道を歩むことができる力量をつけた市町村同士が合併することで効果は上がり、財政基盤も安定して、将来性のあるまちづくりができること。

このような観点から、柴田町においては、当面、自立戦略を進化させ、町民一人一人が心豊かに育ち、生きがいを持って、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる「コンパクトで質の高いまちづくり」を推進することが得策であると考えます。

以上が、柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置について有効性を見いだせないとする理由である。

以上であります。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、議案第1号柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置についての詳細説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。

この議案は、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、柴田町・村田町・大河原町の住民が連携し、それぞれの町で有権者の50分の1以上の署名を収集し、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行う3町での合併協議会の設置を求める請求がありましたので、別紙のとおり規約を定め、町長の意見を付して議会の議決を求めるものであります。

規約のご説明の前に、経過をご報告いたします。

本年3月3日に、柴田町・村田町及び大河原町を同一請求関係市町村とする合併協議会設置同一請求書の内容確認が同一請求代表者から宮城県知事へ申請され、住民発議による合併協議会設置の同一請求が行われました。柴田町では、3月25日から署名収集が始まり、幾つかの経手を経て、6月2日に同一請求代表者から町に対しまして合併協議会設置同一請求書に署名収集証明書や署名簿を添えて合併協議会設置の本請求がありました。署名数は、請求に必要な署名数の637人を大きく上回る9,451人でありました。その後、6月10日に、宮城県知事から同一請求関係3町から本請求があったとの報告を受けた旨の通知がありました。この日の翌日から60日以内に議会に付議しなければならないことから、今回、本日3町同時に臨時議会に付議することになりました。合併協議会につきましては、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置することとされております。

それでは、議案書3ページをお開きください。

柴田町・村田町・大河原町合併協議会の規約であります。

規約につきましては、平成14年12月に設置されました前回の協議会規約をもとに、3町で協議しまして一部修正を加えて作成いたしました。

第1条、第2条は、3町で合併協議会を設置し、その名称を「柴田町・村田町・大河原町合併協議会」とすることを定めたものであります。

第3条は、協議会の事務を定めたものであります。

第1号の3町の合併に関する協議に、括弧書きで「（合併の是非を含む。）」が加えられました。

第2号の新市基本計画の作成は、前回の新市建設計画が新法になりまして名称が変更になったために、「新市基本計画」となったものです。

第4条は、前回と同様に、大河原合同庁舎に事務所を置くことを定めております。

第5条、第6条は、協議会は会長、副会長、委員で構成し、会長・副会長は、3町の長が協議し、3町の長の中からそれぞれ選任することを定めたものです。

第7条は委員となるべき者の範囲を定めたもので、前回と同じ内容になっております。3町の副町長、3町の議会の議長、3町の議会が選出する議員各2名、3町の長が定めた学識経験者各町4名、3町の長が協議して定めた学識経験を有する者2名になります。委員の数は、前回と同じ26人になります。



第8条は会長と副会長の職責を定めたものです。

第9条は会議について、第10条、第11条は会議の運営について定めております。

第12条は小委員会、第13条は幹事会を置くことを定めております。

第14条は事務局について定めております。

第15条は経費負担について、第16条は財務に関する事項を定めております。

第17条は監査について定めており、3町の監査委員各1名に委嘱することを定めたものです。

第18条は委員等の報酬、費用弁償について定めたものです。

第19条は協議会を解散した場合の出納処理について定めたものです。

第20条は、補則として、この規約で規定している以外の定めに関し必要な事項を定めることを明記したものであります。

附則の施行期日につきましては、3町でこの議案が可決された後に、3町の町長が協議して定めることになっております。

以上、詳細説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより休憩いたします。

10時30分再開いたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時30分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

これより同一請求代表者の意見陳述を行います。

同一請求代表者は2名であります。船岡中央3丁目5番2号 舟山邦夫さん、上名生字新大原71番地2 伊藤増男さんであります。

代表して伊藤増男さんが意見陳述をすることになりました。伊藤増男さん、議場にお入りください。

〔請求代表者 伊藤増男君 入場〕

議長（伊藤一男君） 本日は、お忙しいところ、本会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、伊藤さん、意見陳述をお願いします。

〔請求代表者 伊藤増男君 登壇〕

請求代表者（伊藤増男君） 3町合併協議会の設置に関する要望。

柴田町・大河原町・村田町3町は、蔵王や白石川などの自然環境に恵まれ、社会的にも経済的にも既に一体化した地域として宮城県南部の中核的な都市を形成する条件を十分に備えておると思います。

しかしながら、今後、少子高齢化により勤労人口が減少し、老年人口が増加することで、地方自治体の財政負担が大きくなっていく中、国からの補助金や地方交付税が減ぜられ、市町村の行財政運営が大変厳しい状況となっております。

このような中で、住民サービスを維持していくためには、市町村合併により自治体としての能力を高めていく必要があることから、3町が将来の都市構造を描き、宮城県南部の拠点都市の実現を目指していくことが重要であると思います。そして、次世代の子供たちが安心して住める、夢のあるまちづくりができるよう、未来を見つめ、勇気ある決断をすべきであると確信し、住民発議による3町合併協議会の設置について、3町合併を願って署名した柴田町の9,451人の代表として議会に請願するものであります。

平成20年8月6日、柴田町上名生字新大原71番地の2 伊藤増男。

議長（伊藤一男君） 以上で意見陳述を終わります。伊藤増男さん、本日はご苦労さまでございました。

〔請求代表者 伊藤増男君 退場〕

議長（伊藤一男君） これより議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 7ページの意見書の1に「先行した合併自治体を見ると、財政再建団体に転落する危機が叫ばれている現状があり」とありますが、具体的にどの自治体を検証し、それはどのような内容だったのでしょうか。

同じく意見書の2に「柴田町は市町村合併以上の行財政改革を断行したことにより」とありますが、町長は柴田町は合併しなくとも合併した自治体を超える行財政改革を行ったとお考えですか、その内容を示してください。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 財政再建団体に転落したというのは全国でもあるんですが、覚えているところは、やっぱり合併モデルの第1号であった丹波篠山ですね。そこが合併して8年経過したときに、合併特例債を身の丈以上に使ったせいもありまして、今新たな再建に向かって歩み出したというような新聞報道等々、情報を得ているところでございます。

また、宮城県におきましても、私の記憶では石巻と大崎市でも、首長が職員に対し財政危機、財政再建団体転落を訴えた記事が載っていたというふうに記憶しておりますので、宮城県でもそういう状態が起こりつつあったという事実はあったのではないかなというふうに考えております。

もう一つなのですが、柴田町では、18年度に財政再建プランを実施をさせていただきました。そのときには、ここでいろいろ議論をさせていただきましたけれども、あってはならないんですが、職員の人件費のカット、給与のカットということで、5%のカットをさせていただきましたし、ボーナスにつきましても役職加算を3年間凍結をさせていただきました。それから管理職手当も半分にしました。これはほかの自治体以上の厳しい状況ではなかったかなと一つ思います。それから勤労青少年ホーム、老人憩いの家の廃止、町民にもそういう施設の統合・廃止というようなこともさせていただきました。また、柴田町の看板イベントでございました菊の祭典、さくらマラソン、こちらも休止ということもさせていただきました。ですから47項目にわたる行財政改革をできるところからやっていったということでございます。

合併は究極の行財政改革だと言われておりますが、その究極の行財政改革、人件費、施設の統合、補助金のむだ遣い等々ですね、お祭りもやめたと。そうした中で柴田町は1億3,000万円、行政改革で財源を生み出せました。ただこれではコストカットだけでは本当の行財政改革になりませんが、おかげさまで19年度は税収として1億3,000万円ふえました。地方交付税も予定していた以上に2億円等々ふえました。ということで現在、19年3月31日の決算においては財政調整基金9億円確保することができました。ということで財政は、私は行財政改革実施した成果がここにあらわれているというふうに考えております。そういう意味で、合併してこれからもう一度行財政改革ですね、補助金のカットとか施設の統廃合、こういうことをやる必要はないと、それだけ柴田は痛みを町民と一緒に分かち合ったと、職員と一緒に、議会と一緒に分かち合った結果がもう出ているということでございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 合併した自治体の検証についてですが、全国の合併モデルとされた丹波篠山市、今町長がおっしゃっていましたが、篠山再生計画案を見ると、職員の給与総額は10%カット、職員定数508人から450人にするなどの124項目の取り組みをしているとのことです。宮城県内においても、県北の合併ではかなり厳しい状況が伝えられています。県北について宮城県では、合併効果があらわれるのは時間と今後の努力が必要としていますが、時間がたてばたつほど合併の問題点が表面化しているのが現実だと思います。

国が言うようなことは、合併にそんな大きな効果が出ないことを隠すための結論の先送りではないかと思います。時間がたたないと成果が見られないような合併、そんなのんびりしていることをやっているわけにはいきません。柴田町のように住民と一緒に新しいまちづくりに向かって努力した方が自主的でスピーディーなまちづくりが可能になるのではないのでしょうか。町長のお考えを改めて伺います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 先ほど合併すると究極の行財政改革ということでありましたけれども、この議会でも申し上げておりますが、合併して自動的に起こることは、これは町民の皆さんにもご理解いただきたいんですが、首長が3人から2人減る、副町長、それから教育長です。これは自動的に起こります。あと議員が今現在19名減ります。これは自動的に起こることです。これは間違いありません。これは合併の効果です。それ以外は、努力しようとする意気込みとか、みんなで柴田町のように改革しようという意気込みがなければ、行財政改革は私はできないというふうに考えております。

宮城県でもいろいろ資料をですね、これ県で出している資料ですね、見るんですが、効果の中で、合併してよかったと、効果が出た、要するに財政基盤の効果が出たというのは余り書いてないですね。そういうことから、やっぱり現実にも目を向けて、みんなで町をよくしようという気持ちを結集する方が、私は自治体を大きくするよりも将来の子供や孫たちにいい町が残せるというふうに考えるところでございます。

ですから、行財政改革というのは、大阪府を見ればわかると思うんですね。同じ専門職員がいて、同じやり方をして変えられなかった。前の知事さんをどうこう言うわけではありませんが、今度の新しい知事さんはやろうということでやっていますね。ですから違いがないけど、合併したから行財政改革が進むという短絡的にはならないというふうな考え方を私は持つところでございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。1番広沢真君。

1番（広沢 真君） 先日の合併のシンポジウムの際にも数字が出されておりましたが、町長の意見書にかかわって、財政基盤が強化されることはない、限らないというふうな話にもかかわって、県の市町村課が6月の県議会を通して、今後3町の合併後の10年間を比較しても財政的に7億4,500万円のマイナスになるという数字を出してきました。私は6月の議会で、私たちの推計で合併後10年後には21億円から22億円の交付税の削減になるということを主張してま

いりましたが、今回県にその数字を日本共産党の遠藤いく子県議会議員を通じてぶつけてもらいましたが、その数字は県は認めなかったそうでありますが、それでその際出してきたのが、この数字であります。これまで合併にメリットがあるというふうに言ってきた県が、この財政的にも7億4,500万円マイナスになると言ってきたこの事実そのものは、非常に重大なことだと思うんですが、町長はどのようにとらえておられるでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 実は3町合併を考えるシンポジウムということで、柴田町主催で南三陸町長さんをお呼びしてやりました。そのときに市町村課からもらったデータですね、そこにも合併の算定替、要するにメリットと言われているのは合併特例債と合併の算定替、この二つです。今回は合併特例債はありません。ないんです。それにかわって合併推進債っていうのができたようですね。もう一つの合併の算定替、これがメリットと言われておりました。資料をいただいたんですが、確かに私の方の資料にもですね、10年間を比べれば、合併した場合と合併しなかった場合は7億4,500万円のマイナスになると。合併すると、今もらっている、各町がもらっている額よりも少なくなると県は認めました。ところが、46億3,500万円、これは算定替と一本算定の比較で、さも46億3,500万円もらえるような書き方をまだやってるんですね。そうではなくて、これは46億3,500万円リストラしないと使われないという数字なんです。そこは書いてよこさない。ですから私は、知事は政治的に合併推進していいけれども、行政マンである市町村課は中立な資料を出すべきだと、そういうふうに知事がいるところで、これは町村会で、私は直接申し上げております。

ですから、市町村課というのは、合併するという知事の意向に従うことはもちろんですが、柴田町は当面自立という、一生懸命やっているところも応援するために、両方正しいデータを私は出すのが県の仕事ではないかなというふうに、そのデータを見たとき思った次第でございます。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

1番（広沢 真君） 私も同感であります。ただ、町長おっしゃるとおり、私も7月27日付で県の市町村課の課長さんが出した文書を手に入れて見てみましたが、おっしゃるとおりですね。いまだにメリットがあると、お金が来るというような書き方をしております。これは知事の6月3日の先ほど町長が紹介された記者会見の内容では、「もう、あめはないよ」というふうに明言しているんですが、わざわざ5月27日の発言にもさかのぼって7月27日付の文書に入れているというご丁寧さであります。やはりここには、県の市町村課の姿勢に正しい資料を出

さない、隠ぺいしていると言われても仕方がないような態度があるというふうに思うんです。その辺も含めて改めてきちっと抗議をする必要があるのではないかと。それに伴って、今回、例えばもし合併協議会が設置されれば、当然今回の新合併法では県の権限っていうのが強められております。知事に勧告権があります。その点で県の発言というのは非常に大きな意味を占めると思うんですが、その県が事実を隠ぺいするような態度を残しておいては、この合併協議会の中でも正しく3町の町民に対して資料、データが示されないのではないかとというふうに思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 「隠ぺい」という言葉は私は使えないんですけども、やはり正しい情報を県は示すべきではないかなと。どちらかということ、合併を推進する方の情報にウエートが置かれているように私も思います。やはり今回の合併は、規約の中にもありますように、前回の合併とは違って、合併の是非も含めて検討するわけですから、非の方もちゃんと正しくデータを示して、最終的には町民の判断を踏まえて町長が決断をするというふうになるかと思えます。ですから、県の勧告権というようなお話がありましたが、これは法定協議会の設置についての勧告権でありまして、法定協議会ができますといろいろトラブルがあったときに調整とかあっせん案、こちらを提案する権限はあるようでございますが、法定協議会の中でこうしなさいという権限はないというふうに私は受け取っているところでございます。これは事務方からのレクチャーでございますので、間違いないと。ですから勧告権は法定協議会設置まではあるけれども、設置されたらばないんだということでございます。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

1番（広沢 真君） 私も本来そうだと思うんですが、ただ、気になっているのは、6月3日の知事記者会見で、法定協議会の設置までの勧告権以降に、例えば町長と直接お話をする機会を設けるかもしれないということを言及しているんですね。その際に、例えば強く合併を求められるなどという事態も当然予想されるわけですが、そのことがもしあった場合に、町長はどのように対応されるのか、ここで聞いておきたいと思えます。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 村井知事とはいろんな場面でお話をあれして、また、実はあしたサミットがございまして、そこでもお話し合いますと思うんですが、私は大いに柴田町に来て私と論争をしたいなと待ち構えているところでございます。そういう意味で、結果はどうなるかわかりませんが、柴田町がこういうふうに努力して、みんなで今まちづくりに取り組んで

いるんだというお話をさせていただいて、知事にも別なまちづくりの仕方が、合併とは違った仕方がこうやってやってるんですよというところをお話し合いをさせていただきたいなというふうに思っております。そのときには知事に対して、柴田町の財政改革、県にも提案できるのではないかと。逆に、柴田町の財政プランについて知事に少しでも取り入れて、県の財政をよくしてもらえるように話し合いをしたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 三、四点お伺いします。

まず、規約の中の第12条「事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる」と、こうあります。前回ですね、市の名前、それから庁舎の位置ということについて、いろいろ検討するので小委員会を二つ立ち上げております。そのとき、名前が柴田市、庁舎は柴田町庁舎、そして平成16年10月21日に決定しております。その後4カ月を経て大河原議会が反対して、破綻になってるんですね。3月に破綻になってるわけですがけれども、そのときの大河原の町長と議会は、例えばこの法定合併協議会を設立するに当たって、なぜ破綻になったのか、その説明責任があると思う、一つは。それからもう一つは、この名称の「柴田市」の名前と、庁舎の位置は前回のとおり生きるのかどうか、次の法定合併協議会に。それをちょっとお伺いします。

それから2点目、第19条「協議会が解散した場合においては、収支は解散の日をもって打ち切り、会長が決算する」とある。しかし、その離脱、解散については、何ら規定されていないんですね。離脱または解散、どんな状況なら離脱または解散になるのか、これどんなふうに考えているのか。

3点目、第3条において基本計画の策定が上げられております。前回は、基本計画の策定は新市においてきちっと作成すると、こういう項目が非常に多かったんです。これについて、例えば次の合併がいついつまでだと期限があるわけです。それまで間に合うのかどうか、これらについてどんなふうに考えているのかお伺いします。

それから4点目、前回6月の議会で私が一般質問をしたわけですがけれども、合併についていろいろ質問をしました。スケールメリットということについて、宮城県の知事が5月7日、「スケールメリットで合併を進めてください」と、こんなふうに新聞記事がありました。しかし、3町合併のスケールメリットっていうのはどんなことなのかと私は非常に疑問に思って、福島大学の今井教授に行ったときに伺ったんですね。そのときは、スケールメリットというのは、事業の中止、削減というときに初めて生きてくると、こういうことだったんですね。本当

にそうなのかな、そうなのかと。ところが、先ほども広沢議員が言っていました7月27日の県の市町村課の中に、人口1人当たりの歳出額の理論曲線というのが出ております。それによりますと人口15万人から20万人が一番効率のよい合併であると、こういうふうに県で言ってるんですね。そして2008年の経済白書、これは国のですけれども、高齢化による老人福祉費の費用効率化について効果が上がるのは、地方自治体の財政負担は15万から20万人の人口規模が目安と指摘されております。そのほか、徴税、社会福祉の費用、衛生費、商工費などもやはり7万5,000の人口ではないんですね。20万人からの人口が最適、こういうふうに言われています。

前回、町長といろいろ一般質問して、町長も答弁されてるんですけども、今の2市7町がそれに当てはまるんじゃないかと。3町の7万5,000ではないと私は思うんですけども、町長、そこら辺をもう一度お答えいただきたいと、こういうふうに思うんです。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 前回、法定協議会で2年かけまして、事務所の位置、これは小委員会をつくって、名前もそうですね、やりました。本来であれば、大河原が離脱して、なぜ大河原が今回復帰するということであれば、前回の条件を基礎にして、そして柴田町に申し入れをするのが私は筋だというふうに思います。ですけども、いまだかつてその説明はありませんので、多分今回も初めから、3年間で状況が変化しております。一番大きなのは三位一体改革で地方交付税総額が減らされているという事実がございますし、社会環境も大きく変化しておりますので、前回のとおりに柴田町はいきたいんですが、そうもいきませんので、白紙の段階からもう一度積み上げていかざるを得ないんじゃないかなというふうに思っております。ですから、事務所の位置についても名前についても、小委員会を設置して、そして最適な名前がですね、みんなで合意できる方向にいかざるを得ないんじゃないかなというふうに思っております。

2番目につきましては、企画財政課長の方からお話をさせていただきたいというふうに思っております。

3点目も企画財政課長ということですね。

あと、スケールメリットの話なんですね、スケールメリット。先ほども白内議員にお答えしましたけれども、スケールメリットというのは、組織を大きくすれば、即自動的に行われるのがスケールメリットということでございます。あとは努力しなければスケールメリットは生かせませんね。よく合併すると財政のリストラが進むと、効率化が進むと。これも努力しなければ進みませんね。それから組織が専門化するというようなお話がございましたけれども、専門



化した各自治体の記録を見ますと、子育て支援室をつくりました、危機管理室をつくりました、これも何か柴田町でも似てるなというふうに思っております。専門化をやったから組織が強化されるのではなくて、職員一人一人がやっぱり町をよくしていこうということで勉強したり研修を受けたりしてレベルを上げなければ、本当の組織、規模を大きくしたスケールメリットというのは組織面でも働かないというふうに思っております。

財政面だけをお話すれば、宮城県のこの審議会の委員長をしております佐々木教授さんがいらっしゃるんですが、その方はやっぱりそれぞれの政策によって適正規模が違うんだというようなお話をされていたように思います。ですから、スケールメリットという財政面だけを見れば、これは3町合併のリストラ効果よりも2市7町の方がそのスケールメリットが働くのはこれ当然ですね。2市7町であれば8人の首長の財源が浮くわけですからね。議員さんも何人になるかわかりませんが浮いてきますので、そういうスケールメリットはあるかと思えます。ですから、適正規模と佐々木教授も行っているのは、やっぱり今の職員体制で、それから住民の数からいうと17万というようなお話が出ていますので、単純に合わせてみますと2市7町の数に合うと。ただ、数とさっき言ったスケールメリットは根本的に違うということもご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 2点目の第19条関係で、解散の時期ですね、ということと、離脱等はどういうことで判断するかということだと思います。

先ほど規約の説明で申し上げましたが、今回の事前の3町の協議によりまして、第3条の第1号ですけれども、3町の合併に関する協議ということで、括弧書きで「（合併の是非を含む。）」ということであってあります。それから、3号に3町住民意向の確認ということあるわけですけれども、事前協議でこの3町住民意向の確認につきましては、3町長で住民投票を行うことで合意しております。ということで、前回と同様に、いろんな計画なりつくった後には町民に説明会を開きまして、まずは住民投票を行うということで合意しているところでございます。「（合併の是非を含む。）」ということで新たに今回加えたわけですけれども、これにつきましては、もともと合併協議会につきましては、前回は合併の是非も含めて協議するんですよということは前回と同様でございます。ただし、前回は3町とも合併する方向で一致していたということで、あえて規約に盛り込まれなかったようです。ただし今回は、一つは住民発議という、住民直接請求であること、それから3首長が全員が合併する方向を向いているわけではないということがありまして、3町長で住民投票を行いまして、最終的には協議会と

しましても住民投票の結果等を踏まえて合併するかしないかを協議会で判断するということになります。

それから、3点目の基本計画の件なんですけれども、この名称が旧法令では「新市建設計画」ということで名称があったわけなんですけれども、今回、法律でそれが「新市基本計画」ということで名称が変わったということで、基本的には前回の新市建設計画と同じだということで、合併後の新市の円滑な運営の確保と均衡ある発展を図るための基本方針、それからどういう事業をやるかという事業の策定、公共的施設の統合整備に関する事項、それから財政計画等を定める計画ということで、内容的には前回の新市建設計画と同じだということをご理解いただきたいと思います。

それで、合併後ですね、もし合併した後に当然現在あります長期総合計画なり、それと同じようなやつは合併後につくるといようなことになるかと思えます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 再質問に1点だけお伺いします。

庁舎の位置の、どこで、恐らく新しいその協議会で議論されると思うんですけれども、これを決めるのに前回2年かかっているわけですよ。今回はどのような手順で進めていくつもりなんですか。それで、例えば柴田町の前回のこの話、柴田町が庁舎になっていたという、そのときはそういう決定があったわけですよ。それについて新しい協議会ができたからといって、ああそうですかって、こうなりますかね。そこら辺もう一度お伺いします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） この事務所の位置っていうのは、一番関心のあるところでございます。本来であれば、合併というのは生活圏が広がって、今の柴田町の枠組みではもうだめなんだと、広がるんだと、車で言えばもう5分、10分すぐなんだということであれば、事務所の位置が話題になること自体が推進する側からすれば私は矛盾してると思ってるんです。私はさっき言ったように、今回は当面柴田町というふうにこだわっておりますので、私が事務所の位置にこだわるのは、それは私なりにいいんじゃないかなと思うんですが、広域的な考え方の人がですね、5分、10分だってあれば、大河原と柴田のところ5分ですから、何らこだわる必要がないんですが、広域的なまちづくりと言ってる割には、最終的にこの事務所の位置にこだわって、賛成した議員が反対に回ったっていう事実がございます。私は初めから事務所の位置が大きな問題になるということは、その大河原の町会議員さんにお話をしたんです。事務所の位置がなくなれば、100億の役所を中心とするお金の回り方が変わってしまう。この100億の予算

のために地元の企業の方々が柴田町の役場に来る、新しい住宅とか、それから学校を建設するときには仙台から業者の方々がやってくると、人・物・金の流れが役場を中心に動いているので、それが移動すれば大きな影響、一つの大企業、250人ぐらいいるんですが、企業がなくなっただと同じぐらいの影響ありますよと、だから真剣に合併というのは一極集中ではなくて多極分散に、あのときは4極構造と政策を示して、そして私は展開したつもりです。ごり押ししたつもりはないんです。ですから、そういった意味でこの庁舎の位置ってというのは、当然2年もかけて議論をしたんですから、それを覆すだけの政策っていうんですかね、考え方がないと、そう簡単には変わらないというふうに私は考えているところでございます。

ですから、これについても小委員会を立ち上げて、あらゆる角度から将来の都市のあり方、地域の影響力、そういうものを考えて、庁舎の位置ってというのは議論をされるべきではないかなというふうに思っております。初めから大河原でありきということであれば、これは当然柴田町としては交渉には乗れないなということでございます。

議長（伊藤一男君） よろしいですね。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。5番大坂三男君。

5番（大坂三男君） 先ほどの公述人の方の意見陳述の中で、冒頭に、この3町合併を実現することによって仙南中核都市の実現が可能になると、そしてその中核都市を中心にいろいろこの仙南地域の発展が図られるんだというような趣旨のお話があったと思いますが、そのほかに、このたびの合併推進の方々のいろいろな情報が発信される中で、この「県南中核都市の実現」という言葉がよく出てくるわけでございます。どういう意味でそういう話が出るのか、推進の方々が余り多くを語らないんでわかりませんが、ただ、県がその推進の支援をするということで、いろいろその合併のメリットということで資料をどんどん出してきているんですが、先ほど広沢議員も言いましたけれども、27日ですか、に出た資料の中でも県南中核都市が3町が合併することによって実現するんだと。その内容についてはいろいろ内容がありますがけれども、多く言えば、概要を言えば、行財政の基盤が確立できるんだと、それから県南の中核都市が実現することによって人口が県南で最大になって、仙南の求心力の中心となれるんだとか、それから保健・医療・福祉基盤の確立ができるんだと、あるいは産業政策の積極推進で雇用が確保できるんだとか、いろいろすばらしいメリットが並べ立てられてるわけですね。よく読んでも、なぜそれが合併で中核都市になって実現できるのかっていう、そのなぜというのがわからないんですよ。いっぱい並んでまして、その言葉というのが、町長もこれごらんになったでしょうか、非常に抽象的なものが並んでいる。今の柴田町でそういうことがなぜ実現できな

いのか。あるいはこの広域的な問題がいっぱい並んでおりますが、今の仙南地域広域行政事務組合ではこれができないのか、あるいは何かまずいことがあるのか、そういうようなことがよくわからないので、この辺町長、ごらんになっているとすれば、ちょっと見解を伺いたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 私にも資料が届いておりましたので、これ読まさせていただきました。いろいろこう中核都市ということで、大きければ何とかなるみたいなね、いつも私から言うと、お題目を唱えたと町が元気になると。もう、そういうのはやめてほしいというのが私の考え方でございます。やはりビジョンというものがあって、その前に地域の課題が何なのかっていうことがなければならぬと思うんですね。今抱えている問題は何なのか、先ほどお話ししましたけれども、今問題になっているのは暮らしが大変だということ、商店街が大変だと、一次産業が大変だということですね。子供たちの安全・安心が大変だという問題があって、それを実現するときに、こういう町をつくったら、ある程度こういう問題が少しでも改善されるんですよとビジョンが示されて、そのビジョンが示されたら、じゃあ、その地域の経営ですから、経営というのはお題目ではありません。必ず財源措置というのがじゃあどうやって生み出されるのと、そういう話になるんですが、一番合併して財政基盤が強化されるというのが最大の目標でございました。ところが、県の資料ですね、こういうのを見ますと、どこにも合併して財政が好転したというのはどこの自治体からも出てきてないのが事実です。こういうのをどうとらえているんだろうかと。やっぱり政治家であれば、こういう事実をしっかりとつかんで、そして町民にこういう事情もあるんですよと示すのが私は政治家の責任ではないかなというふうに思っております。

まず、その財政面がそうなんです、今度は組織面でも大きくなり過ぎちゃって、機動的な動きができておりません。この間の岩手・宮城地震がございました。あのときも佐藤市長が余りにも職員に危機感がないと怒ったというような話がございました。私もいろいろ情報を集めていきますと、現場がわからない、要するにいろんな人が役所に来ておりますので、意思決定がスムーズでない。行政改革もおくれていると、そういうような状態なので、財政基盤、組織規模も残念ながら今混乱しているというのが実情ではないかなというふうに思っております。また、その合併して一番なのは財政基盤、税収をふやすこと、企業誘致ですね。見てください。どこに今企業が誘致されてるのでしょうか。大衡村、大和町、そして柴田町ですよ。ですから合併したら企業が来る、そういう短絡的な話じゃないんですね。じゃあ合併した自治体を見

てみますと、広域的に取り組んだんで、産業がよくなったというのは、観光物産協会ができたというのが書いてあります。これも一つのメリットかもしれませんが、そうじゃなくて、工場団地を造成したとか産業を支援する仕組みをつくったとか、そうであればその合併効果というのがあって中核都市の機能を備えるということがあるんですね。器だけ大きくして、産業政策も考えない、企業誘致も残念ながらできるお金も生み出せない、それでは私は中核都市とは言えないんじゃないかなと。

そうした意味で柴田町は、量はそんなに大きくありませんが、今回はきちっと行財政改革もやりましたし、企業誘致もやりましたし、今月は別な企業の地鎮祭に私呼ばられております。200億のトナー工場ですよ。それが柴田町に立地すると。将来の税収確保になると。ですから柴田町は住民自治基本条例につきましても、それからごみのもったいない運動につきましても、今、仙台大学で健康づくりをやっております。そういう政策的に先行した自治体であると私は認識しておりますので、中核都市とは言えないですけども、中核都市の一翼ぐらいは担っている自負がございます。ですから、県ももっと具体的に示していただかないと、合併すれば中核都市が実現すると、7万5,000がすぐ中核都市ということにはならないと、なった都市を見ればわかると思うんですね。そういう点を踏まえて、やっぱり、どういう都市が中核都市なのかということと、まずこの場の議会で議論をする方が先ではないかなというふうに考えているところでございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 県が出しているこの資料では、市町村合併を考えるための三つの重要なポイントとして、先ほど言った中核都市が実現できるからそれでバラ色になるんだというような言い方。それからもう一つは、厳しい財政状況の中で住民サービスが維持向上できるんだという考え方ですね。それからもう一つが、3町の境を取って地域の経営を考えるというようなお題目が、まさしくお題目が出ています。これについて、最近地域の経営とか自治体の経営とかというような話が盛んに言われておまして、何かこれも新しい言葉を使ってごまかすのかなというような感じも受けるんですけども、柴田町はその自治体の経営ということについて今までそれを視点にした運営をしてこなかったのか、あるいは新たな何か経営的な手法というのが展開されることによってすばらしい行政ができるのかどうかですね。この自治体の経営ということについて、町長はどのように考えておられますか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） まさにこの、よく合併推進する首長さんは、地域の経営なんだと、こう

言うんですね。それはよっくまだなれてらっしゃらない、私は行政経験長いんですが、行政がすべて経営でやれるはずがないと。経営というのは民間的な考え方がウエートが高いわけですからね。役所には三つのパターンがございまして、まずは許認可というのがございます。この許認可に経営という感覚はございません。産業政策、それから自治体を運営していく、ここにやっぱり収入をきちっと考えて、支出をきちっと考えて、それに見合った経営をしていく、これは必要だというふうに思っております。もう一つ大事なのは、役所は効率的で考えられないサービスを提供せざるを得ない。せざるを得ないって変ですね、しなければならないということです。困っている人、障害者、そういう効率化で図れない人たちをいかに役所がサポートして、人間として暮らしていけるか、そういうところをしていくのが自治体の仕事ではないかなというふうに思っております。

そういった意味で、経営、三つのパターンがあるということですが、その経営だけに目を向けてみますと、収入ですね。今回、合併特例債はありません。合併推進債で、それも算入率は40から50ですね。あとの50から60は自分のお金を用意しなきゃない。現金用意できません。借金をすることになります。柴田町がなぜ町民の皆さんに18年度、財政再建プランを立てなきゃなかったのかというと、前に借金をして税金を先食いしたからなんです、はっきり言って。前の人たちがいい思いをしたと言えは変なんです、サービスを過剰に受け取った。その借金のツケが今の世代が、我々がこうして払っている。また同じ道を繰り返すのかと。これは政治家として私はできません。ですからそういうことも考えていかなければなりません。

それから、合併の算定替。10年スパンでは7億4,500万円。地域にお金が回らなくなると、結果が出ております。これをどう考えるのかということであります。

もう一つ、柴田町の経営ということを考えれば、今までの借金、元本ですね。平成26年度では16億円ずつ返した借金が8億円に減ります。経営という感覚から言えば、5年以降には柴田町は8億円自由に使えるお金が出てきます。合併すれば5年後には合併の算定替で国から9、7、5、3、1と減らされるんです。そうしたら得か損か。今言っている合併はラストチャンスだと、国から支援を受けられるラストチャンス。チャンスだと考えるのであれば、5年後に減らされるお金と、柴田町は5年後に8億円自由にはならないと財政課長は言っておりますけれども使える金が生み出される。損か得かで考えれば、明らかでございます。

そういった意味で、やはりこの経営というのは、やっぱり財源ということを考えないで、大きければいいことだ、大きければ何でもなるという話ではないんじゃないかなというふうに思います。やっぱり政治家、行政は、目標を立てたら具体的に財源をどうするか。今自民党で盛

んに言っているのはそこでしょう、野党と自民党の関係で。ばらまき行政ですね、ある政党さんはね。それはやっぱり責任政党としてはできないんだと。あの感覚は我々も当然持っているところでございます。そういった意味で、経営・経営ということが言われますけれども、経営でも失敗する経営もあるんですね。私は、それよりもやっぱり町民の困っている人、弱い人、そちらをサービスができるように、財政運営をきちっとやっていくことが本来のまちづくりではないかなというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 経営だというふうに言葉を変えてみても、経営破綻だとか経営が行き詰まるとかということもあるんでね、名前を変えるだけではだめなんだということが言えると思います。損か得かということになれば、今の話でありますと、私は五、六年後はぜひ得するような方向でいきたいというふうに思います。

それともう一つ、最後に、先日、槻木生涯学習センターで合併シンポジウムでしたか、名称は、ありました。そのときに最後にアンケートがとられたと思うんですが、住民意向、部分的ではありますがけれども、その住民意向っていう、把握するという意味で、あのときのアンケートの結果をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 7月5日、町主催ということで、3町合併を考えるシンポジウムということで、南三陸町長を招きまして意見交換をいたしました。参加者は197名ということで、約200人ぐらい集まったわけですがけれども、最後にアンケートということで提出していただきました。集計結果なんですけれども、「シンポジウムが参考になった」という方が約74%。それから柴田町の未来につきまして聞きまして、結果なんですけれども、「合併をせず自立の道を歩んでほしい」というのが約50、「今回の3町合併を進めるべき」が17.6%、「将来は市町村合併が必要である」14.8というような数字になっております。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。（「賛成・反対というふうな、もう一回ちょっと」の声あり）

企画財政課長（加藤嘉昭君） 賛成・反対の項目はありませんでしたので、はい。（「じゃあ合併を進めるべきだと、自立していくべきだと」の声あり）はい。

「自立の道を歩んでほしい」というのが50.9%です。それから「今回の3町合併を進めるべき」が17.6%と。それから「将来は市町村合併が必要である」が14.8という結果でございます。

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。7番白内恵美子さん。

〔7番 白内恵美子君 登壇〕

7番（白内恵美子君） 7番白内恵美子です。

私は、柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置に反対です。

7月4日の仙南地域行政事務組合主催の行財政研修会において、講師である大森 彌東京大学名誉教授は、「合併した自治体で生き生きしているところは少ない。平成の合併はもう幕引きだ」と断言されました。また、「急いで合併する必要はない。仙南地域は平成の合併に動じなかった」とお褒めの言葉もいただきました。平成の大合併は失敗だったと言われている今、なぜ合併協議会設置なのか、全く理解できません。

住民は合併を望んでいるのでしょうか。7月24日の青年会議所主催のシンポジウムの参加者は、3町長が出席したにもかかわらず、たった100名、ほとんどが議員と職員で、一般の参加者はほんのわずかでした。この数は、住民は合併に関心がなく、合併を望んでいないことのアカシです。3町合併は3年前に破綻したのであり、2年前の町長選挙でも決着済みです。住民にとっては既に終わったことなのです。今さらなぜ合併協議会を立ち上げようとするのか、住民の意識と大きくずれているとしか言えません。

合併した自治体の検証を行い、先行した自治体から私たちは学ぶべきです。検証結果を見れば、合併した自治体は合併しなかった自治体よりも厳しい財政状況に追い込まれているのがわかるはずです。合併しなかった自治体は、財政改革に取り組み、職員数や人件費、地方債残高を減らしているのに対し、合併した自治体は逆にすべてふえています。合併のメリットと言われた地方交付税の現状維持は守られず、減額されました。また、新市建設計画は財政難により計画どおりに進んでいません。合併に大きな夢と期待を抱いた住民を裏切ったこととなります。旧町村の首長からは「国にだまされた」という声も出ているほどです。合併は究極の行財政改革であると言われていますが、それは国にとってのことであり、地方自治体は、むしろ財政規模が小さくなり、住民サービスを縮小せざるを得なくなります。

柴田町の財政状況はやっと明るい兆しが見えてきたところです。ここで合併すれば、また厳しい財政状況に追い込まれてしまいます。柴田町は単独で財政改革に取り組む方が、より身近で充実した住民サービスを行うことができます。柴田町議会は、住民にとって何が最善なのかを的確に判断しなければなりません。住民の幸せを願うなら、今3町合併は不要であ



り、大切な税金のむだ遣いである合併協議会も不要です。

また、時間的に見ても平成22年3月までの合併は絶対に無理です。コンピューターのシステム統合に1年はかかります。すぐに合併協議会を設置しても時間オーバーは確実です。まして9月議会、大河原町長選挙、予算議会、柴田町・大河原町の議員選挙と続くため、合併協議会はほとんど開催できません。来年1月までにすべての協定項目を終えるのは不可能です。

今回の署名活動は、住民発議と言いながら、署名簿を見れば議員が中心になって動いていたのが明白です。議員同士が全く討論することもなく、住民の名をかりての合併協議会設置です。議会改革が叫ばれている今、議員同士の討論がより重要視されています。議員であるならば、議会の場で徹底した討論をすべきです。討論もなしに数の力だけで押し切ろうとするのは、議会の本来あるべき姿から遠くかけ離れており、私は納得できません。

以上の理由と、柴田町の住民の多くは3町合併を望んでいないこと、平成の大合併は失敗だったという認識に立ち、私は合併協議会設置に断固反対します。以上です。（拍手）

議長（伊藤一男君） 拍手をしないように。

次に、原案賛成の方の発言を許します。9番佐藤輝雄君。

〔9番 佐藤輝雄君 登壇〕

9番（佐藤輝雄君） 9番佐藤輝雄です。

3町の合併協議会を設置する案に賛成の立場から同僚議員の賛同をお願いするものであります。

さて、今回の議案は合併協議会の設置議案であります。合併を決める、論ずるものではありません。どうか早とちりをしないでください。また、町民の皆様にあっては、早とちりをさせるような言動に乗らないでください。強くお願いをいたします。

では、協議会は何を決めるのかということ、協議会事務の第3条にあります。一つは、合併の是非を含む合併に関する協議であります。二つに、合併に伴う新市基本計画の作成であります。三つに、ここが一番大切かと思いますが、3町の合併に関する情報の提供であります。そしてさらに、3町の住民の意向調査の確認であります。今までに特に合併反対の方々から言われておりましたが、メリット・デメリットは、これは1町で軽々しく論ずるものではなく、3町の枠でスケールメリットも含めて論ずるとというのが一つの中身であります。

二つ目の中身は、さきの法定協議会で、平成16年末、新市建設計画概要版案、26ページの小冊子が各家庭に配布されました。たしか協定54項目が協議され、まとまったもので、大きな

住民投票の指標になりました。今回もさきのように協議会で議論の上、冊子が配布されると  
思います。

三つ目は、3町の合併に関する情報の提供であります。さきの合併で柴田町の行った情報の  
提供の重立ったものは、市町村合併Q & Aの冊子配布、合併の出前講座、住民懇談会の開  
催、それに3町合併対策町民会議の開催とその町民会議だよりの発行、そのほかに職員の研  
修会を開催されました。今回はさきにも増して情報の提供に落ち度がなく、粛々と協議が進  
むことを切に願うものであります。それらの情報をもとに3町の町民の方々の住民投票での  
選択に、私たちの町、3町の未来が託されることとなります。

今回法定協議会を立ち上げる臨時議会までに至るまでの経過と想いを述べさせていただきます。

当初、合併は議員だけが動いていると新聞投書されたり、なぜ今合併なのかとか、さきの合  
併では賛成の方たちの合併反対への変わり方が今もって理解できません。さらには3町の法  
定協議会でしか論議ができない合併後の都市像や財政シミュレーションを議員らから示すべ  
きとか、無理難題が押しつけられたことも事実であります。いろいろの資料に使われた数字  
については理解のしようがありませんが、やはり宮城県の出前講座のときの数字を基本とす  
べきと思います。

先ほど来、県の出前講座、県の資料の数字について、いろんな論議がなされました。今から  
柴田町には必ず大分、県の出前講座が参ります。町長初め各今までお話をしていた議員の皆  
さんも県の出前講座に来て、町民の前で堂々と論議をしていただきたいというふうに思いま  
す。そして品格に欠けると悪評判の町長の後援会報、議会で町長が謝罪をしたから済むもの  
ではないと思っています。まして町長は合併に対しては、さきも今回も「合併は住民次  
第」と述べているからです。そうであればなおさら、住民の方々には正しい情報を町長に限  
らずほかの組織の方たちも出してほしいと思います。町長は柴田町のリーダーであります。  
合併は住民次第と宣言した以上、中立であってほしいと思うのは私だけでしょうか、期待し  
たいと思います。

今回付議された町長の意見書には、私の意見を述べて今後の問題提起にしておきたいと思  
います。

意見書の前文で、「大河原がさきの合併で正式理由なく離脱」と非を責めておりますが、そ  
のときの協議会会長は滝口氏であります。正式な理由を求めなかったのは会長の落ち度であ  
ると私は思っております。

1 について入ります。さきの合併自治体を検証すると、財政強化が図られていないと述べられておりますが、さきの合併では合併特例債の特典を最大限に利用した自治体が苦しんでいるものであり、また、福祉や病院の再生に貢献している自治体もあります。今回は補助金を当てにできない合併であり、前回の合併と比較することは無理だと思います。

2、柴田町は財政再建プラン実施で財政再建の目途がついた。町民に再度行革の痛みを与えたくないの、合併はしないということでした。それに柴田町の町民は首をかしげておる人が大分おります。どういうことかといいますと、「たかだか1年で財政危機突破ができた。本当に財政危機だったのか。町民を欺いたのではないか」の思いがあるそうです。「まして合併論議が始まるとすぐ、柴田町は財政の健全化ができたので単独でいきます。結果から見て町職員が一番かわいそうだ」との町民からのコメントがありました。

3、マンションとリコー工場増設で柴田町の将来は明るい。合併はしなくてよいとのこと。柴田町の将来をマンション1棟とリコー工場に託してよいのでしょうか。北の東北の十字路、北上市に対峙し、南の東北の十字路、3町、村田・柴田・大河原、この3町を例えば（仮称）柴田市にした場合に、あくまでも対峙する状態にあると。さらにこの（仮称）柴田市が仙台市・山形市・福島市のトライアングルのど真ん中にあります。地の利を生かすこの3町、やはり3町合併の大きな財産だと思います。余りに小さい町長に言うことなしであります。

4、少子高齢化対策。柴田町では行政と住民の信頼感と協働の仕組みができつつあるので、合併は必要ないとの見解ですが、行政と住民との信頼関係が柴田町で育っているとは思いません。理由は、町の責任でしなければならない作業や事業も金がないとの財政的理由でできません。しかし町長は、貯金は9億になった、あるところでは10億になったとも公言しています。その矛盾をどう訂正していくのか、口の軽さは何度も失いました。具体的に少子化対策、高齢者対策の政策は全然見えません。例えば3年前と比較して65歳人口が、柴田町448人、大河原町342人、村田町48人がふえております。高齢者対策は早急の課題です。特に脱車の老人がふえています。巡回バスとかデマンドバスを早急に実施すべきと考えます。1町では無理、やはり合併で解決すべきと思います。

5、自立した自治体同士の合併以外考えられないとのことですが、国は破産自治体を防ぐために実質公債費比率とか連結決算方式などなど十重二十重に網をかけております。近隣町村で自立できないところはないと思います。具体的には今度立ち上がる合併法定協議会の中で、各町、村田・大河原・柴田の財政需要をつまびらかにすればよいと思います。他人をだ

しに使うことはよくないと私は思っております。

町長は、さきの合併と違って今回は財政だけで合併の是非を論じております。さきの合併では情報化社会に対応したまちづくり、スローライフといった財政以外の部分もありました。私たちの地域は町界の垣根を取れば大変暮らしやすくなります。教育行政でも大河原・村田・柴田の境界線が大分あります。園児・児童・生徒の教育の向上にもつなぐと考へております。合併は財政も必要ですが、町民の生活の安心・安全・安寧が一番大切と町長になったときの初心に帰っていただきたいと思ひます。

最後にコンパクトで質の高いまちづくりの件になりますが、柴田町は県内7番目にコンパクトな町であります。松島町と大体同規模くらいです。それをさらにどうコンパクトにするのか、質の高い町とはどんな町なのか、そのことで町民の皆さんの生活はどう変わるのか、自立の町とはどのような条件でそう呼べるのか、言葉がわからないし理解ができません。さらに具現化の道筋が全然出てきておりません。柴田町の町長として、町民にわかるように誠実に説明をすることを願ひして、意見書への意見と原案賛成の討論を終わります。以上です。

議長（伊藤一男君） まず、原案反対の方の発言を許します。3番水戸義裕君。

〔3番 水戸義裕君 登壇〕

3番（水戸義裕君） 3番水戸義裕であります。

推進する側がビジョンを示さず、とにかく協議会ができてからという意見、考え方にはちょっと理解できないものがあります。

さて、私はただいま上程されています議案第1号合併協議会の設置について反対を表明いたし、その討論を行います。

3年前の合併破綻の総括もなく、また、さきの合併の破綻を教訓としてと言うが、何が教訓だったのかの説明もなく、なぜまた合併推進なのか。合併は究極の行財政改革とか住民の利便性が高まり行政運営が効率化されるなどの言葉が並ぶが、現実には合併した自治体は困難に直面し、いいところを切り捨てていることの方が全国的に多く、バラ色ではない現実が実態です。今どき、これは私が福島大学の今井先生とのやりとりの中で言葉を紹介いたします。「今どき合併作業を再開するということは、これまでの合併事例を真摯に検証したとは思えません。市町村合併は最大のむだ遣いです。市民の皆さんに十分に状況を理解してもらえるのであれば、合併に賛同されるとは思えませんので、皆さんの奮闘に期待しています」という言葉をいただきました。

再度合併を推進するのであれば、中核都市実現の会の大沼会長や3町有志議員は、それぞれ地元の町において住民への説明や意見交換、将来ビジョンなどをみずからの口で語るべきであり、住民のための合併であるならば、民意を酌んだものでなければなりません。公正で的確な資料や情報の提供もなく、協議会に住民の声が反映させることができるのか、その手だてはなされるのかなど疑問であり、住民不在の協議ということになりかねません。これは期限内に合併することだけが目的化されているものと言わざるを得ません。

角田市を含めた1市3町の合併を推進してきた県南中核都市実現の会は、角田市の離脱に伴い原点に戻って今後は3町合併をと言い、県南の中核都市にとかりードする都市にとか言うが、村田町では、来年平成21年から3年間で15億円の財源不足が見込まれ、3月議会で町長が財政非常事態宣言をしたと新聞で報道されております。このことから、財政に不安を抱える町との合併では中核都市にふさわしい財政力になるかと言えば、決してそうではないことは明らかです。合併すれば何とかなるというようなことではなく、合併は万能薬ではないのです。前回の3町合併協議で庁舎の位置で大河原町が協議会から離脱を表明して解散しました。合併以前の理由で破綻させたということです。今その理由を説明をしないのは当時の会長の責任だということがありました。合併協議会設置に当たっては、まず、否決に回った大河原町の議員であり中核都市実現の会の議員はそれに対する説明をし、今またなぜ合併推進なのかの説明もなく、住民は蚊帳の外に置かれており、民意を酌んでいるとは言えません。本町における署名数は9,451とありましたが、現実には1万690、無効が1,239もありました。この率の高さには驚きます。署名集めを依頼した人たちに合併の効果を説明し、理解を得た上での署名活動だったのか。署名をした方が私に言いました、「今回は合併特例債幾らあるんですか」と聞かれました。住民の意向を無視しており、合併の必要性と道理が全く欠けています。既に合併したところの功罪、プラス面とマイナス面、住民に明らかにする必要があると思います。

今回の合併の流れは、議会の多数派が合併推進になったことで進められているものであり、これが合併に確かな展望を見出し、住民の大多数が合併賛成の意思を示すものとなっているというわけではありません。住民に対し、合併に関しての公正で的確な情報や資料が十分に提供されておらず、住民の間に合併の民意の醸成がなされているとは言えません。町の将来は住民が決めるという住民自治の原則から見て、合併という問題は住民全体の意思を確認するという取り組みが不可欠であり、本町ではそれが保障されないまま議会で多数になったということで、合併を前提にした協議と合併が進んでしまうおそれがあるのではないかと危惧

するものであります。

このような問題だらけの合併協議会設置はするべきではないということを指摘し、私の反対討論といたします。議員各位の賛同を強くお願いするものであります。

議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番小丸 淳君。

〔12番 小丸 淳君 登壇〕

12番（小丸 淳君） 12番小丸 淳であります。

今議会に提案されました議案第1号柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本来ですと、本議会は協議会設置の是非についての議案でございますが、どうも皆さん合併の是非についていろいろお話しされているようでございますので、私もそこへ踏み込んで意見を述べさせていただきますと思います。

私は、前回の合併協議が開始された当初から、いささかもぶれることなく一貫して合併推進議員として行動してまいりました。前回の3町合併協議会は、民主主義に必要なコストとはいえ、予想をはるかに超える時間と経費をかけながら、残念にも破綻に終わってしまいました。3町の住民の多くは、合併を期待し、合併特例債の使用に一抹の不安を抱きながらも、将来に夢が持てる明るい展望が開かれるだろう新しいまちづくりに、大いなる希望を持ちました。だからこそ、新しくできた法律の期限内に再度合併を考えようとする機運が再燃し、目標を大幅に上回る住民発議の署名が集まりました。重く受けとめなければならないと考えております。

過去を振り返れば、明治の大合併、昭和の大合併、そして平成の大合併と50年ごとに大きな合併が行われ、明治の合併前は全国で7万以上もあった町村が、今や1,800を切る市町村の数になりました。これらの大合併は、その時代時代の要請にこたえ、行財政機能を充実させることにより、その時代の社会経済情勢に対応した地域的行政課題を処理するに足る基盤が確立されてきたものと思っております。

このたびの平成の合併は、請求代表者の合併協議会設置の趣旨にも述べられているとおり、今や少子高齢化、人口減少社会が急速に進行する中で、本来地方自治の観点からは、自治体が行う行政サービスは住民が負担する税金で賄われるのが望ましい姿であるにもかかわらず、その税収は伸びず、その税収不足を補償する財源たる国の地方交付税も国の借金の増大から年々減らされている趨勢にあり、将来は当てになりません。ちなみに、私が議員になったころの町税収入43億円台だったものは、このごろは40億円台になりました。また、地方

交付税も29億円だったものが、このところ24億円台になりました。そのため、これまで給与・報酬等の人件費をカットしたり、ふるさと創生基金を使ったり、大半の町有地を売り払って当面の急場をしのいでまいりました。何とかなるんじゃないだろうかといった楽観主義では、将来に不安を残すのではないのでしょうか。

さらに、地方分権時代を迎え、市町村は地方分権に対応した体制の整備も必要となり、ここに明治・昭和の合併とは違った要因で合併の必要性が要請される時代となりました。先行の合併自治体の事例をもって思うことは、私は、合併にはよくない合併といい合併があるような思いがいたします。例えば人口規模の割合に広大な面積になり過ぎた自治体、合併特例債は借金だというのに身の丈以上に使った自治体があったのも事実であります。私は、この柴田・村田・大河原の3町に限っては、住民の働く場所、買い物する場所、数ある医療機関、高校・大学等の教育施設等、これらがこの同じ生活圏内にあり、合わせた人口も7万5,000人、面積157キロ平方メートル、地政学上から見てもまとまった中核都市となり、適正な行政規模としてスケールメリットを効果的に生かせる、まさにいい合併自治体になり得るものと信じてやみません。

戦後の中央集権や情報の発達により、今や行政サービスの対応も全国津々浦々まで画一化してまいりました。3町の境を取り払い、行政区域と生活圏を一致させ、地域経営をしたら、それぞれ厳しい財政状況の中、住民サービスの維持向上が図れますし、また、広域的なまちづくりをすることにより、将来明るい展望が開けるものと信じます。

7月に2回開催されました合併フォーラムでは、南三陸町長さんが志津川湾を囲む生活圏をともにする旧志津川町、旧歌津町で合併したというもうなずける理由でしたし、また、登米市長さんもこの3町合併は望ましいと言っておられました。お二人とも生き生きと合併自治体のまちづくりを語ってくれたのが大変印象的でありました。この3町合併も3町の体力がなくなってからでは遅きに失します。ある大学の先生が次のように言っておられます。「そもそも市町村とは、首長、議員、職員のためにあるのではなく、住民に対し、より安いコストで、よりよい行政サービスを提供する装置、それが市町村だ」と言っておられます。この3町合併はこの目的を可能にする極めて有効な手段だと思っております。これらを協議するため、合併協議会の設置について同僚議員の賛同をお願いするものであります。以上です。

議長（伊藤一男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。5番大坂三男君。

〔5番 大坂三男君 登壇〕

5番（大坂三男君） 私は、3町合併協議会の設置を求める議案に対し、反対します。

その理由は、柴田町にとっても3町にとっても合併効果は少なく、逆に失うものが余りにも大きいからであります。前回の3町合併が破綻後、柴田町は財政危機を乗り越えるために財政再建プランを策定し、究極の行財政改革に取り組みました。この間、町民には大きな負担や犠牲を強いられましたが、この結果、短期間で財政が好転し、年間3億円程度の削減効果を生み出すことができたのであります。

合併は究極の行財政改革と宣伝されていますが、県内の合併自治体を見ても、柴田町に勝る改革の取り組みをした自治体はないと思います。逆に合併が破綻したからこそ本気で改革が断行できたのであります。合併の混乱と気の緩みで改革が進んでいないのが合併自治体の実態であります。本当に行財政改革をしたいのであれば合併してはならないのです。財政状態や町政運営に大きな違いがある村田町や大河原町と今合併すれば、かえって順調な柴田町に混乱を招き、町民に不利益をもたらすことになるだけであります。

次に私が一番恐れることは、合併による地域経済へのダメージであります。合併で企業誘致が成功して、商圈が活発化し、地域経済が潤うとの夢のような話が宣伝されております。まったく逆であります。合併で経済が発展するなどというのは、裏づけのない期待論でしかないのです。3町が合併して一つの自治体になってしまえば、国から交付される地方交付税は6年後からは大幅に減り、地域に回る金が確実に減るのです。そうすると消費の減退や公共事業の減少など地域経済への大きなダメージとなるのであります。地域密着の地元企業が競争激化で淘汰されることも心配であります。

逆に、合併せず、今のままの柴田町でいけば、28年度からは借金払いである公債費が大幅に減り、8億円もの毎年自由に使えるお金ができるのであります。学校建設など待ちに待った夢が実現するのです。合併すれば、これは当面やれなくなります。そして市庁舎の位置が大河原になれば、大河原へのますますの一極集中になります。そして地域内格差が始まるのです。特に槻木地区への影響は大きいと思います。ますます衰退疲弊することは間違いない。船岡地区も寂しくなります。県内の合併自治体で役場庁舎がなくなった地区の状況を見れば明らかであります。

3番目として、市町村合併は過去のことであり、時代的な役割は終えているということでございます。平成の大合併を強力にリードした野中広務元自民党幹事長が「合併は失敗だった」と言っております。野中氏はこう言っています。「小規模自治体が財政的な必要から無理に合併したのはおかしい。地方自治の本旨、本当の趣旨ですね、から外れている。地方自



治を根底から崩して、格差社会をつくる最大の要因になってしまった。後悔しています」というふうに述べております。また、政府の地方制度調査会委員で平成の合併の立案に深く関わった西尾 勝氏、西尾私案で有名な方ですね。こうっております。「合併に多くの年数をかけ、市町村が合併にエネルギーを割かれ、分権改革の成果を生かす方向にないのは残念なことだ。合併を続ける限り、町村関係者の腰が落ちつかず、よい結果を生まない。合併は幕を引かなければならない」とおっしゃっております。そもそもの平成の大合併をつくって進めた張本人の二人が、もう合併はやめるべきだというふうに言っているのであります。張本人というのは西尾さん本人がおっしゃっています。

それから、昨年の参院選で自民党が大敗した原因として、市町村合併敗因説があります。市町村の急激な減少により、地域に密着した集票マシンが機能しなくなったのが原因と分析されております。自民党内では合併推進に急ブレーキがかかる動きになっていると言われております。自民党のことは別としても、この合併が進んだことによって、有権者、国民の政治や行政やそういった公共に対する参加意識が薄れてしまったというふうに、民主主義にとって好ましくない状況が起きてきているということでございます。柴田町は今こそ合併騒ぎに終止符を打って、腰を落ちつけて安定した、いいまちづくりに専念すべきときであると思っております。

最後に、今回実質的に直接請求運動を立ち上げ署名活動を行った議員からは、具体的に何の説明もされていないと住民が怒っております。推進派は公開討論会も拒否しました。合併して具体的にどういうまちづくりをするのか、本庁舎をどうするのか、本庁舎の位置をどうするのか、苦労してせつかつめた柴田町の貯金を財政危機のほかの町、名前は言いませんけれども、それにつぎ込んでいいのでしょうか。小中学校の統廃合をしなければならなくなるおそれがある、それでいいのでしょうか。これらの肝心なことについてきちんと説明をしていない。地方分権がどうの、地域の経営がどうの、中核都市の実現がどうのということとは関係がない。住民が知りたいことは、暮らしに直結する具体的な話であります。推進派が出している情報は県頼みの情報であります。国や県の合併推進資料の丸のみであります。先ほど賛成派の議員さんがおっしゃったように、協議会が始まれば県の出前講座を各地でやって説明すると。これもやはり県頼みですね。自分たちの現実のこの柴田町での合併の必要性というものをみずからの口からは説明する気はないのであります。すべてが県頼み。まことに理解のできない話であります。県に柴田町の実態がすべてわかるわけがなく、地域の実態からかけ離れた抽象論でしかないんですね。問題の核心部分に触れられていないのが当然であり

ます。国や県の資料や言い分に頼るのではなく、地域の具体的な問題についてみずからの考えをみずからの口で説明しなければならないのです。説明がないままに、住民不在の合併論議が始まろうとしております。合併協議会の設置に断固反対するものであります。

議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番百々喜明君。

〔8番 百々喜明君 登壇〕

8番（百々喜明君） 8番百々喜明です。

ただいま議題になりました柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置の件につきまして、賛成の立場で討論に参加いたします。

今回の議題は、合併の是非を問う議題ではなく、法定協議会設置に関する議題ではないかと思えます。さきに3町で合併に係る住民発議の署名運動が起こりました。柴田町では有権者数3万1,817人中、署名者数1万690人、有効署名者数9,451人で29.7%、大河原町では有権者数1万9,033人中、有効署名者数4,951人で25.5%、村田町では有権者数1万371人中、有効署名者数3,401人で32.8%の人たちがこの法定協議会設置を求めています。この数字を私たちは重く受けとめねばなりません。これらの多くの人たちの意を無視するにはいかにないかと思えます。

ことしの5月7日、村井知事の記者会見の折、知事は「小さな自治体で努力するよりも、ある程度の規模を持った自治体に生まれ変わった方がスケールメリットがあり、デメリットよりはメリットが多いと思う。県としても合併できるように後押しをしてまいりたい。地域全体のことを考えて協議をしていただきたい。県としても、3町の話し合いの中でこういったことを求められているのかお聞きしながら、できる限りの支援をしていきたい。情報提供が大事なので、県として合併の必要性を知っていただく情報提供をしていく。一つの市になって機動的な財政運営、行政運営ができるようになるので、自立できるからそれでいいということではなく、合併ということを真摯に前向きに検討すべきと考える」と、記者会見の折、言うておりました。

また、平成18年度と平成19年度を比較すると、柴田町は地方交付税がなぜふえているのかとお伺いしたところ、「柴田町は交付税で1.7%ふえています。交付税は基準財政需要額と基準財政収入額、その75%の差額、不足額を交付されるものです。臨時財政対策債は、国から地方公共団体に交付する交付税が足りないため、その不足する金額の一部を一たん地方公共団体に借金するものです。平成19年度に柴田町がふえた要因としては、保育所建設や人口の要素が反映される新型交付税の導入などにより基準財政需要額が増加したことが影響したもの

だそうです。地方交付税がふえた、減ったとの観点で一喜一憂すべきではありません」との  
縣市町村課からの回答でした。

今、国では人口17万人程度の規模が一番効率的だと言っています。この3町が互いに町の  
境を取り除き、地域の経営を考え、厳しい財政の中で住民サービスの維持向上を図り、県南  
圏域をリードする中核都市の実現のためには、まず人口7万5,000人で、面積で157平方キロ  
メートル、これは角田市、それから蔵王町なんかと大体面積は同等だと思います。それぐ  
らいが有効的じゃないかと思われま。

そこで、柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置について私は賛成いたします。同僚  
議員の賛同をお願いいたしまして、討論とさせていただきます。

議長（伊藤一男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。1番広沢 真君。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

1番（広沢 真君） 1番広沢 真です。

先ほど来、合併の法定協議会の議論に合併の話に踏み込んで話をするのはおかしいという  
議論がありますが、私は当然踏み込んで議論をするべきと考えております。ですので、合併  
の実例も引きながら討論に参加したいと思えます。私は合併の法定協議会の設置に反対の立  
場であります。

今、平成の大合併で合併した自治体から「こんなはずではなかった」という声が上がって  
います。そんな自治体が全国に数多くあり、実例には事欠かないわけではありますが、その中  
でも身近な宮城県内の県北で合併した自治体を検証すれば、その理由が一目瞭然でわかりま  
す。

その理由の第1点は、財政の問題であります。当初、国を挙げて盛んに宣伝していたのは、  
合併すれば10年間は地方交付税をもとの自治体のレベルの維持をします。さらには有利な条  
件で合併特例債という有利な借金ができる、返済も国が面倒を見る。そういうことが盛んに  
広められております。しかし、その条件は、合併当初から三位一体改革も含めて毎年よう  
に地方交付税が削減されるという事実をもって実際には当てはまらなかったということが証  
明されました。それは、実際に合併した自治体で予算編成にも四苦八苦するような実態で  
あります。その結果が起こっているのが、県内で起こっている当初の合併協議では問題にも  
ならなかったはずの登米市や大崎市での病院の統廃合や学校の統廃合の問題であり、大崎市  
では教材費が2年連続でゼロになるというような福祉・教育分野での大幅な後退の事実で  
あります。

合併特例債を使っている自治体はさらに大変です。先ほどの賛成討論の中には、実際には合併した自治体も合併しない自治体も交付税は減らされてるんだから大変なのは変わらない。それでさらに苦しんでいるのは合併特例債を使ったからだという議論がありました。しかし、そもそもの問題は、優遇されるとしてきた10年間でも、減らないとされてきた10年間でも減っているという問題が一つ大問題です。そして、その問題をさらに悪化させるのが、特例がすべて切れた後の現在の旧合併法下で言えば16年後のその自治体の財政に、大幅な、さらに大幅な地方交付税の削減が襲いかかるということでもあります。これは合併特例債を使おうが使うまいが事実として起こることでもあります。

実例を挙げます。石巻市では、合併16年後の交付額は90億5,000万円削減になります。さらには今回地震で大きな被害を受けた栗原市、68億4,500万円削減になります。これが実際に合併した自治体でこれから起こる事実であります。どちらも減ってるんだから仕方ないよというレベルではないんです。そして、さらに合併特例債を使ったところでは、この大幅な地方交付税が削減されたと同時に借金の返済が始まるということで、さらに追い込まれるということでもあります。ですから、町長の発言でもありましたような篠山市は、財政再建団体に陥る、その寸前にまで達しているということでもあります。

今回の3町合併の根拠となる新合併法は、これまで合併した自治体のときよりもさらに条件が切り下げられます。5年間で地方交付税の算定替による括弧づきの優遇ではありますが優遇が終わり、激変緩和も5年です。ですから11年後にこの大幅な地方交付税の削減が起こります。私は日本共産党として、合併11年後、地方交付税が一本算定になると3町を維持した場合と比較して21億円を超える交付税が削減されると試算してきました。そして、その数字を日本共産党県議団を通じて県議会の中で取り上げてもらいました。先ほどの質疑の中でも申し上げましたが、県は21億円というのは今回はあり得ないという立場で、その数字は認めませんでした。しかし、日本共産党県議団の追求の中で、先ほど来上げられている7億4,500万円は削減されるよと、県も地方交付税が削減されるという事実を認めました。これは公式見解であります。さらに6月3日の県知事会見でも、「もう合併にあめはない」ということを村井県知事自身が述べられております。

ですから、今回の新合併法のもとでこの期限に合わせて合併をしなければならないという根拠は既に崩れております。なぜ今合併しなければならないのか、そのことが全く根拠がない事実になっています。

さらには、第2点として、まちづくりの問題を上げたいと思います。先ほど来、高齢化対

策、少子化対策、どうするんだ、そういうことが述べられました。しかし、実際に合併した自治体では、職員が大幅に減らされます。そして先ほど来述べたように、交付税も減らされ財源も減ります。結果的には予算の額も減ります。そのような中で、行政の力が落ちる中で、住民サービスを削らなければならないという事態が実際に起こっています。

典型的な例が、先ごろ起こった岩手・宮城内陸地震のときにありました。私が話を聞いたのは、一つは栗原市の花山支所。地震で被害が大きかったということで、連日のようにマスコミでその支所の姿が映されておりました。あの支所では、マスコミの報道の裏側で、広域合併で職員が削減され、そしてまた広域の配転によって花山地区のことがよくわからない職員が大半を占めていたと、そういう実態があります。そのため、地震直後から地区の住民から「ここでこんな被害があった。助けてくれ」、そういう電話があっても、「わかる人がいないので、またかけ直してください」、そういう電話対応で繰り返し繰り返し電話が鳴り響いていたそうであります。さらには、旧花山村で保健師として勤めていた方が、地震当時には高清水に配転になっていて、「花山地区では私がいればあの人のところにすぐに飛んでいけるのに」、マスコミでの報道を見ながら歯がみをする思いでいたそうであります。このように、スケールメリットと言われながら、実際にはスケールデメリットとも言うべき内容が実際の合併した自治体の中で進み、災害対策での弱者救済、あるいは高齢化対策、少子化対策でも大きな影響を、影響というか悪影響を及ぼしています。これに対して、栗原市に視察に訪れた泉川前防災担当大臣が今回の災害対策で、「合併の弊害があった」というコメントを残したのは非常に印象的なことであります。

さらには、賛成されている方々がよく言うておられるまちづくりの問題をどうするんだと。そこも確かに重要であります。現在の柴田町の中でもまちづくりの課題が山積しているというのは事実だと私も考えます。しかし、まちづくりに一朝一夕で解決する特效薬がないのも事実であります。むしろ期限を急いで十分検証しなかった自治体が、合併協議では話題にもならなかった問題が合併後に数多く出て、身動きがとれなくなっているのであります。

3町は前回の議論の積み重ねがあるから大丈夫だという向きもあります。しかし、この議会でも、さらには6月議会でも明らかになっているように、既に前回の合併協議時の柴田町・村田町・大河原町の3町の状況とは財政状況を初めとして大幅に変化しております。ですから、もし合併協議を始めるのであれば、一から、最初からの議論が必要であります。これについて宮城県知事もさきの記者会見で、「これまでの合併と同列に考えることはできない」と発言されています。今回の法定協議会は再来年の3月までに合併を終結することを目

指すものであり、十分な検討には明らかに時間が不足しています。もし強行するならば、事務作業にかかわる町職員も予算編成などを行いながら並行して事務作業を進めることになり、この間、財政再建での職員減をしたという条件とあわせて、町民へのサービスを犠牲にして作業を進めなければならない事態も予想されます。性急な議論、急いだ議論はまちづくりをゆがめます。行政も私たち議会も、そして何より町民の皆さんと手を取り合い、知恵を出し合って、力を合わせて、徹底的に議論をして、そしてまちづくりを進めていくことが何よりも重要だと考えます。

さらには、時流の流れが合併に進んでいる、そういうお話もあります。しかし、時流というのは必ず流れの始まりがあります。その時流の流れの合併という流れが町民の利益と相反するものであるというなら、柴田町を発信地として新たな合併をしないという流れを日本全国に時流として流れをつくっていくことが私は必要ではないかと考えます。事実、柴田町が始めるまでもなく、小さくてもきらりと光る自治体をつくるという自治体がフォーラムを開いて、毎年のようにその自治体が増加しています。例えば矢祭町や長野県の栄村などが毎年集会をもって、そして新たなまちづくりを模索している動きが既に始まっています。

皆さん、まちづくりの議論は今回がラストではありません。また、何か特別なチャンスでもありません。今回合併法定協議会を急いでつくって議論をすること、期限を設けて急いで結論を出すことに妥当性はないと考えます。したがって、合併の法定協議会の設置に反対をいたします。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。11番太田研光君。

〔11番 太田研光君 登壇〕

11番（太田研光君） 私は、この合併協議会の設置について賛成という点から討論をさせていただきます。

私は、もともと柴田町の出身ではなく、この地に皆さんのおかげで住まわせていただいたと、こういう経過があります。出身は岩手県の北上市であります。岩手県の北上市は、ご承知のように現在発展もし、姉妹都市として私どももお世話になっていますけれども、昭和の合併ではやっぱり同じような小さな、黒沢尻という小さな町でした。しかし、いろいろな経過がございまして、今岩手県の中核都市と、内陸の中核都市として発展しております。私はこの柴田町に住んで、今、雪の深い岩手県の北上が発展したるその過程を見て、私は皆さんがもっと広い視野に立って、そして、しかも柴田町が先頭に立って中核都市をつくっていくべきだと、こういうふうに常に思っております。その論点からいろいろと二、三意見を述

べます。

初めに、国の地方分権の推進に伴って、今市町村はこれに対応した基礎自治体の規模・能力の向上が求められています。そのためには行財政基盤をしっかりと確立した自治体をつくる必要があります。また、国は財政難で、今後は交付税の増額は期待できない状況にあります。このような状況にあって、柴田町・村田町・大河原町の3町合併は、時宜を得たものだと、こういうふうと考えています。さきの合併が諸般の事情によって破綻をいたしました。今度こそはその破綻をした諸事情を克服して合併に進むべきだと思います。そのことによって柴田町の将来の発展が期待できると、こういうふうと考えています。

その考えたその前提となります社会の変化について述べます。

一つは、やっぱり少子高齢化社会の到来であります。少子高齢化社会の到来によって、日本の社会構造が大きく変化しつつあります。2005年から日本の人口は減少局面に入りました。2030年には2005年に比べ、総人口が約8%減少し、15歳から64歳までの生産年齢人口が約18%減少すると予想されています。したがって、さらに少子高齢化の進展が深刻な課題となっていきます。そのため税収は減少し、高齢化による医療や介護などの社会保障費が大きく増大することとなります。

次は、行財政体制の見直しです。少子高齢化の進展により、市町村は一層の厳しい行財政運営を迫られることが考えられます。住民の暮らしを守るためにも、現在の行財政体制のあり方をもう一度総点検し、行財政改革を進めるとともに、市町村合併を真剣に検討することで市町村の行財政基盤を強化していくメリットがあると、こういうふうに思います。

次は、21世紀の新しいまちづくりについてであります。市町村合併は21世紀の新しいまちづくりです。市町村は単に市町村の枠を取り払うためのものではなく、旧市町村が持っていたそれぞれの地域の人材、文化、産業等の資源を有機的に連携し活用しながら、新しいまちづくりをつくる絶好の機会なのです。合併の推進は、いろいろと言われておりますけれども、人口17万5,800人、面積157平方キロメートルと、こういう大きさ、あるいは人間の数というのは、合併については適正な最適な状況にあると、こういう有識者の意見もあります。そして、合併すればいろいろと不便なことがあるとか、いろいろ言われておりますけれども、合併することによって、皆さんが窓口として利用している窓口サービス、住居や勤務地から近い場所が使われるようになりますし、あるいは利用が制限される現在の他の町の公共施設、図書館やスポーツ施設や保健福祉センター等の利用がしやすくなる。あるいは町の境界を越えた見直しによって、生活実態に即した小中学校区が設定される。例えば柴田町で言えば西住

地区とか、村田町で言えば沼辺の地区が対象になると思うんです。

次に、サービスの高度化・多様化。都市計画やいろいろな情報の国際化、こういうことで、やはり私どもは今の職員の方々の能力も信ずるんですけども、やはりもっと一段上の専門職の方々の採用といいますか、そういう方々を取り入れて、そして役所の能力を高めていく必要がある。例えば専門職であります理学療法士が足りないとか、あるいは建築技師がどうだとか、あるいは土木技師がどうだとか、そういうことについても市として配慮をすることができるだろうと。あるいは今花山地区のことについて言われましたけれども、内陸地震で確かに一部のところはそこがあったかもしれませんが。しかしながら、花山付近だけでなく栗原市全体から見たときに、初動対処だとか、あるいは自衛隊の支援だとか、あるいは国の視察団の受け入れだとか、そういうことを見たときに、花山村とか栗駒町とかでは対処できなかったいろんな特典があったと思うんです。そういうことを皆さんは理解しないで、小さなことにとらわれて、あれはだめだ、これはだめだと言ったんでは、町の発展には寄与しないと、こういうふう to 考えます。

それから、重点的な投資についてであります。今度、大きくなるわけですから、重点的な投資が可能となりますし、あるいは施設の整備とか、そういうものをじっくり構えて、プロジェクトをつくって実施することが可能になると思います。あるいは既存の老朽化した小中学校、あるいは文化会館、そういうものについても更新や耐震化などの投資が容易になります。また、消防施設、防災無線更新やそれらの増加についての投資によって、その地域に住む方々の安全や安心につながるんじゃないかと、こういうふうに思います。

もちろん行財政の効率化という問題につきましては、町長だとか副町長だとか特別職の方々、議員については総数が減少しますから、その点いろいろとご負担をかけているところが削減されますから経費の多くの削減につながるだろうと。この経費の削減によって、多くの住民の方々のサービスに向けられるという一つの大きな利点があります。それから、広域的な観点から言えば、いろいろこの3町の中にある施設や公共施設が本当に効率的に配置されてなければ、そういうものについても統廃合が必要だろうと、こういうふうに思うのであります。それから、最終的にはやはり広く物を見るというまちづくりができると思うんですね。したがって、今ある道路なり、あるいは公共施設あるいは土地利用、そういうものを見直して、そして広い視野から新しい柴田のまちづくりに貢献できる、あるいは環境の問題、水資源の問題、観光振興の問題、これらについても柴田町が一生懸命考えていたと。しかしこれでいいのかなということについては、合併することによって他町村の、他の町の知恵も



かりて、そして新しい道に進んでいけるんじゃないかと。

以上、3町合併に伴ういろんなことを述べましたが、合併が実現するためには、他の町の欠点を探すのではなくて、よい点を理解して、また成果を早急に求めるのではなくて、じっくりお互いに汗を流して、新しいまちづくりをすることによって初めてよい町ができてくると、こういうふうに思います。改めて合併についてのご賛同を皆さんにお願いする次第であります。終わります。

議長（伊藤一男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。4番森 淑子さん。

〔4番 森 淑子君 登壇〕

4番（森 淑子君） 4番森 淑子です。

法定合併協議会設置に対して、反対の立場で討論いたします。

私は3年前、3町の町長が合併の調印をしたときがラストチャンスだったと考えています。チャンスと言えるときがあったとしたら、大河原町議会が合併を否決したときに終わったということです。もうこれからはいつ合併しても同じで、22年3月でなければならぬ理由はありません。私が今回の合併と法定協議会設置に反対するのは、3年前の破綻時の状況が余りにも理不尽だったからです。また、破綻が目に見えているのに再びお金と労力を投入しようとしているからです。

7月26日、27日と、東京で議会改革の研修会があって参加してきました。たまたま7月4日の仙南地域広域行政事務組合主催の講演会で講演された東大名誉教授の大森 彌先生が、その研修会にパネラーとして来ていらっしゃいました。そして、そこでお話をする機会に恵まれたわけです。これまでの状況を話しますと先生は、「庁舎の位置で破綻するような合併だったら、しない方がいいですね」とおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。何のための、だれのための合併かということが、すべての協議の原点になければなりません。3町住民みんなの幸せのためでなければならぬのです。特定の自治体や一部の人の都合で合併するのであってはならないのです。

前回の法定協議会では、職員の人件費も含めて約2億9,000万円の血税を使いました。そのうち柴田町の負担は約7,300万円になります。また、職員は膨大な時間とエネルギーを費やしました。現在、財政再建策で職員の数を減らしています。再び協議会を立ち上げ、お金と職員を投入するとなれば、住民がこうむる損失ははかり知れません。職員の疲弊もいかにばかりでしょうか。町が抱えている課題はたくさんあります。教育、福祉、商店街の活性化、農業振興、健康づくり、高齢化対策、子育て支援、防災など、きめ細かな施策が必要です。ま

た、現在2市7町のクリーンセンター建設のことも議会全体で取り組まなければならない問題です。前は2年3カ月の長期にわたる合併協議のためにあらゆる施策が先送りとなり、住民は多大な不利益をこうむりました。合併協議などに時間と労力を費やすべきではありません。壮なるむだ遣いと言わずして何でしょうか。

平成の大合併はほとんどの自治体が失敗しています。失敗という意味は、多くの住民が合併から数年たって合併しない方がよかったと感じているということです。合併すればすべての問題が解決するようなイメージが流されています。合併を進める人たちは少子高齢化に対応というような抽象的な話をなさいますが、何をどうするのが全く見えません。合併で面積が広がるということは、大幅な人口増が見込まれない以上、一極集中で、周辺部も広がるということであり、学校や施設の統廃合もさらに進むということです。究極の行財政改革が合併であると言う以上、それは避けて通れないことで、バラ色の夢ばかり語るのは無責任なことではないでしょうか。現に登米市では、平成27年には現在27校ある小学校が13校に統合される予定ですし、栗原市でも30校を10校にと統廃合を進めることになっています。

今回の法定協議会設置提案は、前回の焼き直しどころか、何の反省もないままに提出され、全く承服することができません。合併協議会設置はお金のむだ、時間のむだ、労力のむだになるので、反対します。万が一にも合併が成立するようなことがあれば、将来的に3町住民はイバラの道を歩むことになります。

以上をもって反対の討論といたします。

議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番星 吉郎君。

〔13番 星 吉郎君 登壇〕

13番（星 吉郎君） 13番星 吉郎であります。

ただいま議題となっております3町合併協議会、いわゆる法定協の設置に賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

柴田町・村田町・大河原町3町の合併協議会、いわゆる法定協議会の設置については、この議題はこれを可決したから即合併ではありません。法定協議会を設置し、お互いのメリットを生かし、デメリットを修正しながら3町の財政シミュレーションをしていかなければならないし、議論すべきだと思っておるわけでございます。小さな自治体で模索するよりも、ある程度の規模を持った自治体に生まれ変わることがよいと言われております。

今、地方分権の時代において、三位一体改革、地域のことは地域でみずからが決定し実施できる地方政府が求められている今日であります。3町の境を取り除くことによって、地域

の発展、経営を考えなければならない時期に来ております。そして将来にわたって自立したまちづくりを進めていくためにも、最大限こういふようなことを利用し、メリット策に効率的な行財政運営を行う必要があると思います。なぜ今日閉鎖的な考えになっているのか、ちっともわかりません。かえって地域のリーダーをとるべきこの柴田町であるのが普通だと私は思っているからであります。これからの人口の減少、そしてまた少子高齢化の時代に入り、長引く景気低迷、国・市町村の財政状況は悪化しており、これまでどおりの行財政サービスが維持できない、大変困難な時期に入ってくると思われます。

現在、本町においても、行財政の見直しが実施され、職員定数削減に伴う行政サービスの低下が出てくるのではないかと。職員定数を削減しても、決して仕事量は少なくならず、かえって仕事の負担量が多くなるのではないかと。それに伴って住民サービスの低下につながるのではないかと。思うわけでございます。かえってこの柴田町・村田町・大河原町の自治体と一緒にすることによって、職員の専門性を高め、質のよい行政マン育成が必要と考えるからであります。

将来的に県南4市9町が一つの自治体になるのか2市7町が一つの自治体になるのかはわかりませんが、県南圏域のリードをして、しかもリーダーシップをとっていく柴田町が、なぜここでこんな議論をしなければならないのか、私にはわからないわけでございます。この3町と一緒にすることによって、7万5,000人の人口、そしてまた仙南の中核的な都市づくりができる、そういうふうな立場に立っていながら、2年、3年先のことばかり考えて、20年、30年後のまちづくりを考える、そんな時期に来ているのかなと思うわけでございます。そういうことで、賛成する同僚議員のご賛同をお願い申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

議長（伊藤一男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。10番我妻弘国君。

〔10番 我妻弘国君 登壇〕

10番（我妻弘国君） 今まで柴田町で、または3町の合併を推進するときに来られて講演された首長さん、町長さんとか市長さん。この方々は選挙されて選ばれた結果、また県では国から指導を受けて合併を推進する立場で賛成せざるを得ないんです。私は、3町合併の法定協議会、今回のこれは反対していいんじゃないかと、そういう立場で今から討論をします。

ただいま議論となっております法定合併協議会設置を考えるときに、町の住民の方々、それから職員、執行部の努力を考えなければならないと、こういうふうに思います。財政再建のために住民サービスの縮小、それから職員給料のカット、執行部の効率的な事業推進をした

結果、間もなく財政再建が見えるところまで来ております。執行部は財政再建が確実と判断したとき、一番最初に取り組む事業として槻木中学校の改築、船岡中学校の改築、また、船岡中学校の体育館、耐震化のされたそういう建物を建てたい、子供たちのためにやっていきたい、そういうふうに言っております。その事業の後に皆さんから要望されている側溝の整備などもやっていきたいと、こんなふうに言っております。

合併は、財政ばかりでなく、住民が健康で住みよい自治体構造をつくっていくと、そういうところに目を向けていかなければならないと思います。自立するために努力してきたにもかかわらず、3町の合併をすることで新しい新設計画ができたときに、学校建設ばかりでなく老人福祉事業、それから子育て支援事業などの停滞を危惧するものです。効率的な合併が7万5,000ぐらいの合併では、いかほどの効果も期待できません。県・国でも最高の効率的な合併は20万人規模であると統計などで検証しております。例えば最近出してきた宮城県の市町村課では、自治体の歳出額は15万から20万人が効率的であると言っていますし、ことしの国の経済白書では、高齢化による老人福祉費については、大体20万人規模が目安と指摘されております。そのほか20万人規模で効率的なのは社会福祉費や防災、消防、徴税、ごみ焼却建設などの衛生費、商工費なども同様の傾向にあると言われております。また、経済白書にはきちっとそういうことが書かれております。そういう考え方をすれば、3町合併でなくて、20万人規模の広域の2市7町に私はするべきと、そういうふうに考えております。

以上で反対討論とします。

議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番加藤克明君。

〔15番 加藤克明君 登壇〕

15番（加藤克明君） 15番加藤克明です。

ただいま議題となっております議案第1号合併協議会設置について、賛成の立場から討論を行います。

柴田町・村田町・大河原町の住民が合併協議会の設置を求めて、地方自治法、合併特例法などの法律に基づき正規な手続を踏まえ、半年かけようやくきょう今日に至ったわけでありま。我が柴田町においては、署名した有権者数は9,451人と法定数の637人をはるかに大きく上回り、実に有権者の3分の1に近い多くの町民の方々が合併協議会の設置を求めております。私たち議員は町民から選挙により選ばれます。その町民の声を議会に反映させる責務は当然のことであり、町民の声に耳を傾け、この民意を重く受けとめ、最大限尊重しなければならないと考えております。とともに、議員として最も大事な使命であると思っております。

合併協議会は一般的には合併するかしないかを含め検討する場となっておりますが、今回町長から提案のあった協議会規約の特筆すべき点は、第3条にはっきりと「合併の是非を含む」と明確に盛り込んであります。また、最終的には住民の意向を確認するという点であります。このことは合併協議会で協議・調整を行った後に住民投票を行い、そこで最終的に合併するかしないかを判断、そして決定するという手順を踏むわけであり、最初から合併ありき、あるいは合併反対ありきではないのであります。話し合いの場を設置しようということであり、検討議論することもしない、話し合いもしないで、最初から反対だとして門戸を閉ざし、門前払いをすることはいかなげなものか。話し合う機会に入れないとする私たち柴田町の議会であるならば、これからの将来のまちづくり、あるいは柴田町を考えても大きなマイナスであり、民主主義に反し、そして否定するものではないかと考えます。子供たちが、そして次世代の子供たちが安心して住める、夢あるまちづくりの実現に向かって、合併協議会を設置し、話し合いをしてほしいと希望し、署名された1万人近い多くの住民の方々の願いにこたえることが、柴田町の議会の議員として私たちが果たさなければならない最大の責任であると考えております。

議案第1号柴田町・村田町・大河原町合併協議会の設置の議案について賛成するものであり、議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議長（伊藤一男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。17番杉本五郎君。

〔17番 杉本五郎君 登壇〕

17番（杉本五郎君） 17番杉本五郎です。

私は、この法定協議会の設置に反対の立場で意見を申し上げたいと、こう思います。

けさほどから賛成、反対の意見、聞きました。特にこの法定協議会を設置しようという私と意見の違う人たちの話をじっくり聞かせてもらいました。先ほども加藤克明議員、話をされましたが、この法定協議会の設置は合併を含めて、合併するかしないかも含めて協議をするところだと、こういう話がありました。これは私は、論理のすりかえだなと、こう思うんです。結婚するときに私は見合いをしたんですが、見合いをするかどうかというのは、ひょっとしたら結婚してもいい、そういう前提で見合いというものをすると思うんです。結婚する気もないのに見合いをするわけではないんですね。そういうことからすると、法定協議会の設置に賛成するかしないかは、極めて強く合併に反対か賛成かということを経験しなくちゃいけない、こんなふうに思います。

それから、私は、賛成・反対、両方の意見を聞きながら感じたんですが、私はこの間の一般

質問でも申し上げました。どうしてもやっぱり自分のこの、例えば賛成の人たちならば合併のメリットを強調して大げさに主張する、これは当然のことだと思うんですね。また、反対の人たちはデメリットの方を大げさに言って主張する、これもごく当然の話だと思うんです。ただ、今残念なのは、お互いにそういうことを言い合っているだけにすぎないなど。町民に理解をしてもらう、合併がいいのか、合併が悪いのか、それをやっぱり町民に理解してもらうための主張が足りなかったのではないかと、こういうふうに思います。

私は、今回一番大事なのは何なのかと。先ほどからもいろいろ話が出ておりますように、3年前、合併が破綻をしました。なぜ破綻したのか。柴田町の住民も柴田町の議会も首長もあんなに燃え上がったんです。そして合併しようということで3町長は調印までした。それがだめになった。なぜなんだろう。まず私はそういう意味からすると、今回の合併に必要なのは、まず一つはお互いの信頼関係。3年前に不信感だけが残った。それを払拭して、信頼を取り戻すということが今大事なんではないかと、こう思います。

それからもう一つは、本当に住民の人たち、町民の人たちがこの合併に対して燃えているのか。1万人近くの署名を集めた。だから燃えているというふうに簡単に言えるのか。こんなことを思いながら私の意見を申し上げたいと思います。

私は、これまでもまちづくり、どんなまちをつくるにも、これはお互いの信頼関係が何よりも大事だよと、信頼関係がなければ何もできないよと、こういうことを主張してまいりました。特に市町村の合併ということになれば、お互いに歴史も風土も違う、生い立ちも違う、お互いのつき合いなんかも違うんですね。それを乗り越えて一つになろうということですから、この市町村合併には何よりもこの信頼関係というのは欠かせないと、こういうふうに私はこれまでも主張してきました。

ところが前回、先ほども申し上げましたように、あんなに時間と情熱とお金をかけながら議論をしながら、あの合併が破綻になった。その破綻になった理由が、私どもの知っている限りでは、この3町合併を仕掛けた大河原町議会が否決をしてるんですね。3町合併をしようと言ったのは、さくら青年会議所の初代の会長であった当時の大河原の議長なんですね。その議長さんが、自分が仕掛けておいて今度はだめだと、こういうような話をされた。これでは柴田町も村田町も一生懸命努力をただけにキツネにつままれたような思いをしたと思うんです。それにもかかわらず、今度はそのことをすっかり忘れたようにもう一遍合併をしよう、という話なんですね。それについては「はい、そうですか」と私はいかないのではないかと。普通の人ならこれは怒り心頭に来ていると思うんですね。その怒りはおさま

らないままにまた合併しようと言われても、これはなかなか「うん」とは言えないと、こう思います。

これは先ほどからも話がありましたように、この間、さくら青年会議所主催の3町長による3町合併を考えるパネルディスカッションがありました。私は恐らくこの席上、大河原の町長から、「前回、大河原の議会が否決をしたことによって3町合併がだめになってしまった。そのため村田や柴田町の皆さんに大変ご迷惑をおかけした。今回はああいうようなわがままを大河原一切申し上げません。だから合併に乗ってください。そのために一筆書きましょう」と、このくらいでないといけないのではないかということで私は大変期待をしておりました。しかし、このことについて一言も触れることなく、むしろ合併しない町長なんかは町長ではないんでないかと、こう言わんばかりの話なんですね。こういうふうに言っていました。「3町には潜在的な可能性がいっぱいある。それを引き出すのがリーダーの務めなんだ。それを怠っている柴田町の町長はリーダーにふさわしくない」とこう、言わないんですが、言わんばかりの話なんです。私は、これはまさに人ごとのような話をしているなど、自分のことを棚に上げて、そして人ごとのような話をしてるなど。

こんな話があるんですね。「うそをつくならでっかいうそをつけ。うそも百編言うと本当になるよ」と、そういうことわざがあるんです。決してあの大河原の町長がそうだとはい申し上げないんですが、そういうことわざがある。私はあの大河原の町長の話聞きながら、いやあこの人は本当におとぼけが上手だなと、自分たちのところで火をつけて自分たちのところで水をぶっかけて消しておきながら、そんなことはとんと忘れたように、柴田の町長は乗り気でないのはそれはリーダーに欠ける、こういう言い方はないんじゃないかと、大変そう思いました。私は、そういう意味からすると、白を黒と言い含めるのが大変上手な人が、果たして合併のパートナーとしてふさわしいのか、これは私が申し上げるまでもなく明らかだろうと思います。

次に、住民の意識の高まりについて申し上げます。先ほどもちょこっと話がありましたが、今回の合併協議会の設置については、住民発議で9,500票近くの署名を集められました。私は心からこのご努力に対しては敬意を表したい、こう思います。ただ、あの数だけをもって本当に柴田町の町民の意思が合併賛成に向いてるのかということ、私はこれはまた、まゆつばだなと、こう思います。なぜかということ、先ほど話がありましたが、7月24日のさくら青年会議所の3町長によるパネルディスカッション。3町という規模と、それからあれほど集めた署名、それからすると私は、あの槻木の文化センター、あふれるばかりの人になるなど、

こう期待を持ってでかけました。主催者のさくら青年会議所も私とおんなじ考えと見えて、ホールにイスを並べて、そして準備をしておりました。ところが、あけてみてびっくりしたのは、その前の7月5日の柴田町による合併を考えるシンポジウム、あれの半分なんですね。しかも先ほども話がありましたように、ほとんどは3町の議員と、それから役場関係の人たちだと、そして一般の人たちは数えるほどしかいなかったのではないかと。こういうふうに考えますと、私は柴田町の住民は、何で今また3町合併なのか、その戸惑いの方が大きいのではないかと、こういうふうに思います。それよりもまたうんざりしてるかもしれないですね。そういうふうに私は率直に感じました。

先ほど小丸議員、合併というのは、政治家の思惑で決めるものではないと、こういう話をされました。私も政治家の政治目的を達成するために合併をやってはいけないと思います。政治の道具にしちゃいけないと思います。あくまでもそこに住む人たちが、合併すればこういう幸せになる、合併しなければこんな損をするんだということを深く考えて、そして住民にやっぱりよく説明をして、そして納得をしてもらって合併を進めるべきではないかと、こんなふうに思います。

私はそういう意味で、この議会でも何回か反対・賛成、それぞれやっぱり自分の思いというものを町民の前で率直にぶちまけて、町民に判断をしてもらおうという場所を設けるべきでないかと、こういうことを主張してまいりました。しかし残念ながら町長の話によると、合併賛成の人たちが乗ってくれないんですと、そういうことでいまだに残念ながらこの町民の前での賛成・反対の討論会というものが実現しておりません。そういうことからすると、私はこれからじっくりそういった場をつくりながら、町民の方々に理解をしてもらおう場、努力、そういうものをしていく必要があるのではないかと、こう思います。

山に登るとき最も大事なものは、天候がよくなるのを待つ、あるいは場合によっては引き返す、そういう勇気を持つことだと言われております。合併の頂上はすぐ近くだよ、すぐそこが合併の頂上だ、さあラストチャンスだ、頂上を目指して登れ、合併しよう、合併しよう。こういう掛け声だけで果たしていいのだろうか。

私は、今申し上げたように、やっぱり住民の意識の高まり、あるいは3町間の不信感を取り除く、そういうことがいっぱいありますから、そういう意味では柴田町の3町の上空にはまだまだ暗雲が垂れ込めておる。この暗雲をまず取り除いて、そして視界が開けたら、そのときにまた合併してもいいなあという機運が盛り上がってくれば、それはそのとき合併すればいいんであって、今の段階では私は、合併を急ぐべきでない、合併はじっくり慎重に時間



をかけて議論をすべきであると、こういうふうに思います。

繰り返して申し上げますが、合併は決して政治の道具にしちゃいけません。あくまでも町民の幸せがどうなのか、そのことを考えながら合併というものを進めるべきだと思います。そういう意味からすると、今の段階で法定協議会を設置して、そして新たなまた時間と経費をかけて、長い時間をかけて協議をする、それはむだ骨に終わるだろう。ですから私は今回法定協議会の設置にはこぞって反対をすべきであると、こういうことを申し上げて私の意見を終わります。（拍手）

議長（伊藤一男君） 拍手はやめてください。

次に、原案賛成の方の発言を許します。18番加茂力男君。

〔18番 加茂力男君 登壇〕

18番（加茂力男君） 18番加茂力男であります。

恐らく最後だと思いますが、いまだかつてこんな討論、長い討論はなかったと思います、ほかの町村でも。しかし皆さんのすばらしい思考のもとに討論を、賛成討論、反対討論、私も賛成討論の最後だと思います。そこで、私は賛成の立場で討論させていただきます。

本来であれば、前回の3町の合併に大河原町が脱落したというような話も聞いておりますし、それも今回の議会の皆さんの中での説明もありました。私は、今将来に向かってこの3町、同じ地域内のエリアの町が垣根を取る時期が来たんじゃないかと私は感じます。

皆さん、考えてみてください。きょうの河北新報にも載ってました。岩手県の金ヶ崎にも自動車工場来ます。大和、富谷、今工場団地の、村田にもありますけれども、その工場団地の中に大きな都市があれば、ましてや東北地方に大きな拠点を構える工場が来るわけでございます。先ほど町長が言いましたリコーのトナー工場進出です。今リコーの社員が向こうに出張に行っております。その人たちが帰ってきまして、あとは現地採用はわずかだというような話も聞いております。しかし今現在の柴田町で、皆さんも反対討論なり賛成討論もいただきましたが、聞いている中で、将来の子供たちのために未来をつくってやるのが今の現在の議会ではないでしょうか、議員だと思います。そのためには1回、一長一短あります。しかし判断を我々がして、未来の子供たちのためにこの157平方キロメートルですか、の土地をつくって、そして工場団地をつくり、将来性の持てた工場を誘致をし、そして町の人口をふやし、その上に町に金も入るといような状況をつくっていくのが筋だと思います。

そこで今、3町のデータを見ますと、財政力指数というのは、我が柴田町は0.62です。村田町が0.44、大河原町が0.56。柴田町は財政力指数が0.62ですから一番高いんです。これは

数値が高ければ高いほど財政力あるという表現ですから。そんなわけでこの3町は、いろいろ見ますと連結実質収支は黒字というふうになっております。3町とも黒字です。そんなわけで、今回は何としても最後のラストチャンス、それで締めながら私は同じエリアの中の3町合併すべきと、時期が来たというふうに考えております。同僚議員の賛同をよろしく願います。終わります。

議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後2時10分再開します。

午後1時22分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

---

日程第5 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成20年6月11日に通常国会で成立し、6月18日に公布されました。改正の主な点は、議会活動の範囲を明確化したこと、また、議員の報酬に関する規定を整備し、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報

酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」に改めたこととあります。今回の地方自治法の改正に伴い、関係する6本の条例について、所要の改正及び文言の整理等を行うことの内容で一括にて上程するものでございます。

この法律の施行日については「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」となっており、現時点では未施行ですが、議員の報酬に関する規定の整備に関する事項については、平成20年6月26日付総務省自治行政局行政課長名で「改正法の施行日以降、新たな報酬等の支給までに、報酬等に関する条例の改正が必要である。」との通知があったことを受けて、この臨時会に提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（村上正広君） それでは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の詳細説明を申し上げます。

まず初めに、法改正の背景を述べさせていただきたいと思います。

自治体議会の議員が町民の直接選挙により選任され、その職に就するというところに着目いたしまして、議員を法的に公選職として位置づけ直し、それにふさわしい処遇を考えるべきであること。また、議員に求められている活動領域も、従来の会期内、本会議及び委員会内という時間的、場所的に限られた領域にとどまらず、例えば政策形成に向けた住民意思の把握のために行うふだんからの住民との接触活動など、時間的にも場所的にも拡大していることを受けて、議員として職務に配慮した明確な位置づけがなされるよう、議員立法により平成20年6月11日に地方自治法の一部を改正する法律が成立されたものでございます。

今回の自治法の一部改正は、普通地方公共団体の議会の実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審議または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができることとすること。

次に、議員の報酬の支弁方法等に関する規定を、他の行政委員、いわゆる条例審議会委員や各種審議会委員などの委員等の報酬の支弁方法等に関する規定から分離するというところでございます。

3番目に、報酬の名称を、従来の単なる「報酬」から「議員報酬」というふうに変更、他の行政委員会の委員の報酬と議会の議員の報酬とは異なるものであることを明確化するものでございます。

今回の条例改正6件は、議員の報酬を従来の「報酬」から「議員報酬」に改め、他の行政委員会の委員の報酬と議会の議員の報酬を明確化し、また、地方自治法の改正による条の繰り下げ、あわせて県準則を参考に文言の整理を行うものであります。

一方、議員の報酬の支弁方法でございますが、その分離ということでございますが、柴田町におきましては、既に議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例で、他の行政委員会の委員の報酬の支弁方法と分離されておりますので、整備等の必要がないということを申し上げておきたいと思っております。

施行の関係でございますが、この法律の施行については「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令において定める日から施行する。」というふうになってございます。現時点においてまだ未施行でございますが、平成20年、先ほど町長が申しあげましたように、平成20年6月26日付で総務省から改正法の施行日以降、新たな報酬、議員さんの報酬でございますが、報酬等の支給までに報酬等に関する条例の改正が必要であるという通知がございましたものですから、これを受けましてこの臨時会にご提案をさせていただくものでございます。

今臨時会において条例を改正することで、法の施行日が、まだ施行されていませんが、いつになっても新たな議員報酬の支払いに影響を及ぼすことがないように、条例の附則で条例の施行日を改正法の施行日からとし、対応するものでございます。

また、今回の改正法でございますが、議員立法により制定されたものであり、通常であれば本条例改正においても議員提案で行うことも考えられましたが、今回は改正法を受けての報酬から議員報酬への改正のみでございます。条例の趣旨、内容等に変更がないこと、また、条例改正は議員さんに係る改正以外の部分が4件と、執行部側が多うございますので、すべて関連議案であることから一括して提案させていただいているものでございます。

それでは、議案書の9ページをお開きください。

議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

第1条でございます。議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条から次ページの第4条までの改正でございますが、「報酬」とあるのを「議員報酬」と改正いたしまして、あわせて県の準則を参考に文言の整理を行ったものでございまして、条例の趣旨、内容の変更はございません。

11ページの附則でございますが、附則第8項を新たに追加しております。その内容は、附則

の第7項、記述されておりませんが、第7項で、平成19年度及び20年度における議員さんの期末手当の特例を規定してございます。その中で使用している「報酬月額」及び「報酬」の文言をそれぞれ「議員報酬月額」及び「議員報酬」に読みかえるものでございます。

第2条でございます。柴田町特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

ここでは、県の準則を参考にいたしまして、「柴田町特別職報酬等審議会条例」を「柴田町特別職給料等審議会条例」とし、第3条、改正前の第3条の第1項、わかりやすくするために改正後では、第3条第1項と第2項に分離し、以下項の繰り下げを行ってございます。本条例改正につきましても、「報酬」とあるのを「議員報酬」と改正し、あわせて県の準則を参考に文言の整理を行ったものでございまして、条例の趣旨、内容に変更はございません。

12ページの第3条特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条、4条は、文言の整理でございます。

別表第1は、「報酬」を「議員報酬」と改正し、文言の整理を行いました。そして、前の11ページの第2条の柴田町特別職報酬等審議会条例の一部改正をご提案してございますが、その改正を受けて「特別職給料等審議会委員」と改正するものでございます。

第4条柴田町福祉委員設置条例の一部を次のように改正する。

この条例改正につきましても、「報酬」とあるのを「議員報酬」と改正し、あわせて県の準則を参考に文言の整理を行ったものでございまして、内容等の変更はございません。

14ページになりますが、第5条柴田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条であります。地方自治法の改正に伴い、法の条ずれがありましたので、それにあわせて改正するものであり、条例の趣旨、内容に変更はございません。

次に、第6条町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

ここでも、別表第1の改正でございますが、前の11ページでご説明した関係で、第2条の柴田町特別職報酬等審議会条例の一部改正を受けまして、「特別職報酬等審議会委員」を「特別職給料等審議会委員」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第3号 平成20年度柴田町一般会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第3号平成20年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号平成20年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、補償金免除繰上償還事業として、公庫資金の一部を繰上償還するために、公債費等について補正するものです。財源としては、借換債を充て、不足分は予備費を充当いたします。これによる補正額は2,000万円となり、補正後の一般会計総額は98億2,058万円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書17ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億2,058万円とするものです。

19ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります。追加1件ですが、公的資金借換債で限度額が2,000万円、利率は5%以内となります。昨年度から導入された公的資金の補償金免除繰上償還制度により、借りかえを行うためのものです。

歳入になります。21ページをお開きください。

款22町債、項1町債、目5公的資金借換債2,000万円の増額については、昨年度に制度化されました公的資金の補償金免除繰上償還制度により、9月に繰上償還するために金融機関から借り入れするものです。借りかえをすることによりまして、5.65%の利率であったのが2%以下で借り入れが可能なことから160万円程度の利子が軽減されることとなります。

22ページをお開きください。歳出であります。

款8、項4、目3公共下水道費は61万円の増額です。公共下水道事業特別会計への繰出金で、一般会計と同様に、公共下水道でも高資本費対策借換債を繰上償還するために、端数分61万円を繰出基準により繰り出すものです。

中段の表になります。款12、項1公債費、目1元金は2,004万4,000円の増額で、歳入で説明しましたように繰上償還する元金になります。

目2利子は7,000円の増額になりますが、繰上償還に伴い、償還日が土曜日に当たるために二日分の利子が発生するために措置するものです。

下段の表になります。款13、項1、目1予備費は66万1,000円の減額になります。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（伊藤一男君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第4号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、高資本費対策借換債繰上償還に伴う補正でございます。歳入歳出にそれぞれ1億3,671万円を増額し、補正後の総額を18億737万7,000円とするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） それでは、25ページになります。詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、借換債の繰上償還に伴う補正であります。

それでは、議案第4号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算。

第1条であります。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出総額にそれぞれ1億3,671万円を追加し、総額をそれぞれ18億737万7,000円とするものであります。

第2条は地方債の補正であります。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものであります。

27ページをお願いします。

第2表です。地方債の補正です。

追加1件であります。借換債の追加になります。高資本費対策借換債、限度額は1億3,610万円となるものです。利率は5%以内を予定しております。

29ページをお願いします。

2.歳入であります。

款4繰入金、目1他会計繰入金、補正額は61万円であります。一般会計からの繰入金であります。

款7町債、目3高資本費対策借換債、補正額につきましては1億3,610万円であります。高資本費対策借換債であります。

3の歳出であります。

款4公債費、目1元金、節23償還金利子及び割引料であります。1億3,671万円でありま



す。これにつきましては地方債の元金償還に充てるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成20年第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時31分 閉 会

---